

参議院事務局 令和七年十一月

令和五年版

参議院先例諸表

追録

(自第二百八回國会閉會後
至二百八十八回國会)

凡例

一、本書は、令和五年版参議院先例諸表の追録として、第二百八回国会閉会後から第二百十八回国会までの事例を集録したものである。

一、会派の名称を略す場合は、次の略語を用いた(諸表中で当該略語が表す会派の名称が国会回次により異なる場合、国会回次を付記)。

維新公明党	日本維新の会・教育無償化を実現する会
共産党	日本共産党
自民党	自由民主党
立憲民主・社民	立憲民主・社民(第二百九回国会—第二百十三回国会)
れいわ新選組	立憲民主・社民・無所属(第二百十四回国会以降)
非派	各派に属しない議員

参議院先例諸表追録

目 次

一 参議院議員の通常選挙関係一覧表.....	一頁
二 衆議院議員の総選挙関係一覧表.....	二
三 各国会の召集日における会派別議員数一覧表.....	三
四 通常選挙後初めて召集された国会における会派別議席割当区分一覧表.....	六
五 国会の会期関係一覧表.....	八
(一) 召集、開会式及び会期終了日.....	八
(二) 会期及び会期の延長.....	八
六 臨時会召集要求一覧表.....	九
七 議長、副議長、仮議長関係一覧表.....	一〇
(一) 議長、副議長及び仮議長.....	一一
(二) 議長及び副議長の選挙.....	一一

八	通常選挙後初めて召集された国会における常任委員長、特別委員長、調査会長、憲法審査会会长及び情報監視審査会会长の会派別割当一覧表	一四
九	通常選挙後初めて召集された国会における常任委員、特別委員、調査会委員、憲法審査会委員及び情報監視審査会委員の会派別割当一覧表	一七
(一)	常任委員	一七
(二)	特別委員	一〇
(三)	調査会委員	一四
(四)	憲法審査会委員	一五
(五)	情報監視審査会委員	二六
一〇	議員の辞職、退職、資格消滅及び除名一覧表	二七
(一)	議院に諮り辞職を許可したもの	二七
(二)	閉会後議長において辞職を許可したもの	二七
(三)	公職の候補者となつたため公職選挙法第九十条の規定により退職者となつたもの	二八
(五)	議決により除名されたもの	二九
一一	内閣総理大臣の指名一覧表	三〇

一一	国務大臣の演説一覧表	三二
一二	国務大臣の特殊な事件に關する報告一覧表	三六
一三	法律に基づく年次報告等に關する国務大臣の口頭報告一覧表	三八
一四	文書質問(質問主意書)件数一覧表	四一
一五	議案審議件数一覧表	五四
一六	国会法第五十六条の二の規定による議案の趣旨説明に關する一覧表	四二
一七	本院議員提出法律案(成立したもの)審議一覧表	五八
一八	本院における法律案修正件数一覧表	五九
一九	予算審議経過一覧表	六一
二〇	(一) 総予算及び暫定予算審議経過	六一
二一	(二) 補正予算審議経過	六二
二二	決算審議経過一覧表	六三
二三	決議一覧表	六七
二四	請願審議一覧表	六八
二五	地方自治法第九十九条の規定に基づく地方議会からの意見書受理件数一覧表	六九

三三	議員派遣一覧表	七〇
(二)	海外への議員派遣	七〇
三四	懲罰に関する一覧表	七七
(一)	議長が付託したものの	七七
三五	国家公務員等の任命に関する件件数一覧表	七八
三六	内閣等から提出される各種の報告、勧告、意見等一覧表	七九
(一)	内閣の国会に対する報告等	七九
(二)	内閣を経由しての国会に対する報告及び意見	九三
(三)	人事院の国会に対する報告、勧告及び意見	一〇二
(四)	会計検査院の国会に対する報告	一〇三
(五)	国と地方の協議の場議長の国会に対する報告書	一〇三
(六)	国立国会図書館長の両議院議長に対する報告	一〇四
(七)	国立国会図書館建築委員会の両議院議長に対する報告及び両議院の議長を経由しての国会に対する勧告	一〇四
(八)	都道府県知事、都道府県議會議長、市長、市議會議長、町村長及び町村議會議長	一一〇

がそれぞれ設ける全国的連合組織の国会に対する意見書……………一〇四

三八 外国の元首又は首相等の国会訪問の際の演説一覧表……………一〇六

三九 外国の議会の議長及び議員招待一覧表……………一〇七

(一) 議長が招待したもの……………一〇七

四〇 本会議の公衆傍聴人數一覧表……………一〇八

四一 国会法及び参議院規則改正経過一覧表……………一〇九

(一) 国会法改正経過……………一〇九

(二) 参議院規則改正経過……………一一〇

(注) 一〇四、一六、一九、二三一、二三三、二四、二六、二八、二九、三三(一)、三四(一)、三七、三九(二)は、追加事例なし。

一 参議院議員の通常選挙関係一覧表

第三十七回	第三十六回	通常選挙		回次
		公詔布日	通常選挙書	
七、七、三	四、 ^{令和} 六、三	公詔布日	通常選挙書	
七、七、三〇	四、 ^{令和} 七、一〇	期日	通常選挙	
一七	六日	の前日まで	詔書公	
七、七、三元	四、 ^{令和} 七、三元	開始日	任期	
二三、七、三元	二〇、 ^{令和} 七、三元	満了日	任期	
(臨第三百大回国会時)	(臨第一百九回国会時)	会回次	に通常選挙された最初	
七、七、三元	四、 ^{令和} 七、三元	公詔布日	召集詔書	
七、八、一	四、 ^{令和} 八、三	召集日		
二三	三元日	期日から選挙まで召集の日		
四	九日	召集日から期間まで召集の日	任期開始	

備考 公職選挙法の改正により第十八回通常選挙から、通常選挙を行うべき期間が参議院閉会中又は参議院閉会の日から二十四日以後三十日以内に行われることとなつた。

二 衆議院議員の総選挙関係一覧表

第五十回	回次	総選挙
令和二〇、九	解散日	衆議院
令和二〇、五	公詔公布日	総選挙書
令和二〇、七	期日	総選挙
三日	の期間	詔書公の前日までの選布
令和二〇、七	開始日	任期
(特第三百五回別国会)	回次	総選挙がされた最初に召集された国会に
令和二二、五	公布日	召集詔書
令和二二、二	召集日	召集
六日	の期間	選挙日から召集の日まで召集の日
六日	の期間	召集日から開始の日まで召集の日

三 各国会の召集日における会派別議員数一覧表

○第二十六回通常選挙（令和四年七月十日）

(第三百回)		第三百一回		(第二百回)		(第二百九回)		回国 次会
五、一〇、二〇		五、一、三		四、一〇、三		四、八、三		令和
二七	民主党自由	二六	民主党自由	二六	民主党自由	二六	民主党自由	召集日
四〇	社民立 主・民・憲	四〇	社民立 主・民・憲	四〇	社民立 主・民・憲	四〇	社民立 主・民・憲	会派及 び議員 數
毛	公明党	毛	公明党	三	公明党	三	公明党	
二〇	日本維新 の会	三	日本維新 の会	三	日本維新 の会	三	日本維新 の会	
三	新民主國 緑風会・民 共産党	三	新民主國 緑風会・民 共産党	三	新民主國 緑風会・民 共産党	三	新民主國 緑風会・民 共産党	
二	日本 共産党	二	日本 共産党	二	日本 共産党	二	日本 共産党	
五	新選組 れいわ	五	新選組 れいわ	五	新選組 れいわ	五	新選組 碧水会	
二	沖 風 縛	二	NHK党	二	NHK党	二	NHK党	
二	守 から る民 国民党	二	風 縛	二	風 縛	二	風 縛	
九	議 議 員 屬 各 派 不 見 に	九	議 議 員 屬 各 派 不 見 に	九	議 議 員 屬 各 派 不 見 に	九	議 議 員 屬 各 派 不 見 に	
二	欠 員			一	員	九	議 議 員 屬 各 派 不 見 に	
五	政治 家 を 守 る 党 と 改 称	五 六 七八 九	NHK党 は 政治 家 女 子 48 党 と 改 称	五 三 四 五	NHK党 は 政治 家 女 子 48 党 と 改 称	四 八 三	四 五 六 七 八 九	備 考
五	政治 家 を 守 る 党 と 改 称	五 六 七八 九	各 派 女 子 48 党 を 結 成	五 三 四 五	政治 家 女 子 48 党 と 改 称	四 八 三	四 五 六 七 八 九	四 五 六 七 八 九

○第二十七回通常選挙(令和七年七月二十日)

(第二百八十六回 臨時)		回国 次会	召集日	会派及び議員数	備考
七	八、一	令和			
一〇〇	民主党自由				
四	無社民立所民主属・憲				
三五	新民国緑風党会・民				
三	公明党				
二五	の日本維新参政党				
七	共産党日本				
六	新選組れいわ				
二	保守党日本				
二	の沖縄				
九	議属各派員に				
	七、七、元 及参政党元 沖縄二五名 の風二名	七、七、元 る党いはずれも一名となり解消 沖縄の風及びNHKから国民を守 る党いはずれも一名となり解消 沖縄の風(二名)、日本保守党(二名) 結成			

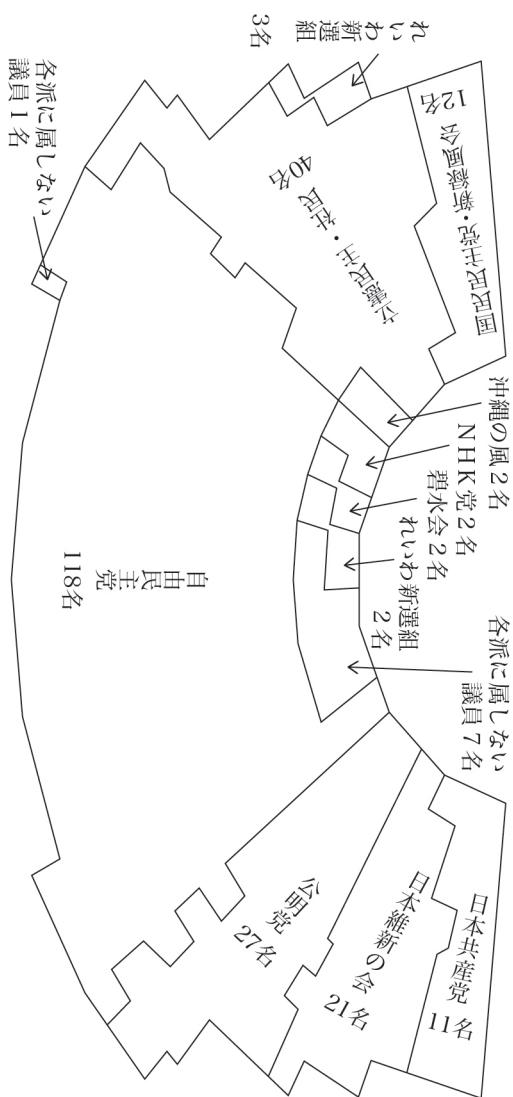
三 各国会の召集日における会派別議員数一覧表

四 通常選挙後初めて召集された国会における会派別議席割当区分

一 覧表

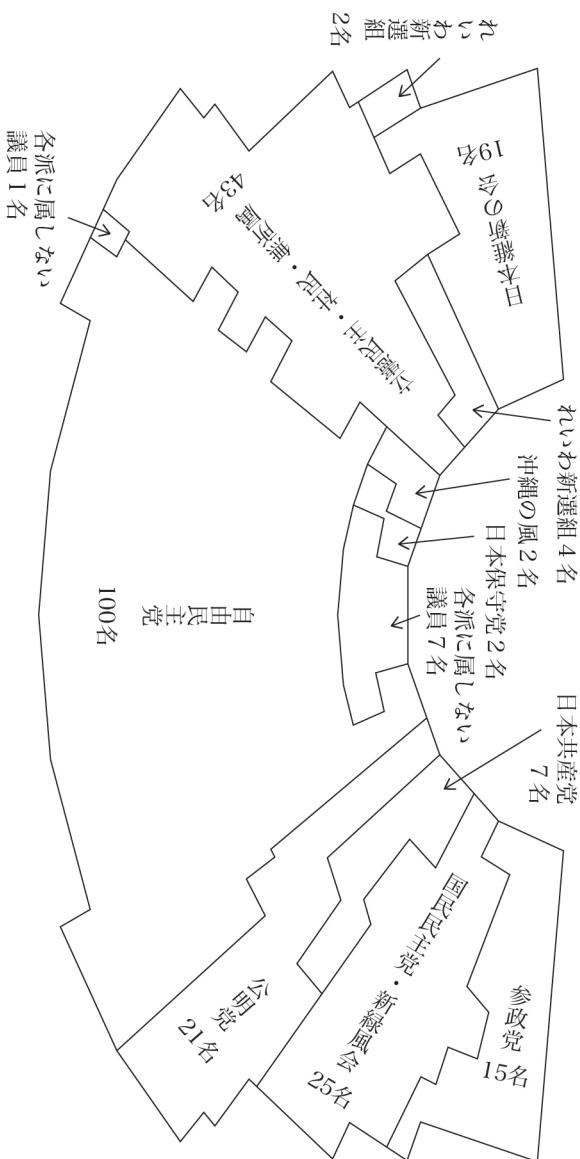
○第二十六回通常選挙後
第二百九回国会（臨時）

令和四年八月三日指定（召集日）



※第一回議院運営委員会理事会において、間隔を空けた議席配置とすることが決定され、以降は議場中央部分に加え、外縁部分の議席も使用していることから、各会派に割り当てた議席区分中には使用していない議席も含まれる。

○第二十七回通常選挙後
第二百十八回国会（臨時）
令和七年八月一日指定（召集日）



四 通常選挙後初めて召集された国会における会派別議席割当区分一覧表

五 国会の会期関係一覧表

(一) 召集、開会式及び会期終了日

		国 会 回 次		召 集 詔 書 公 布 日	召 集 日	開 会 式	会 期 終 了 日
		召 集 詔 書 公 布 日	召 集 日	召 集 日 当 日	召 集 日 当 日	召 集 日 当 日	召 集 日 当 日
○	第二百九回(臨時)	令和 四、七(金)	四、八(水)	四、二〇(三月)	五	四、二〇(三月)	四、三、二〇(土)
○	第二百十回(臨時)	令和 四、七(金)	四、八(水)	四、一(三月)	一〇	五、一(三月)	五、六、三(水)
○	第二百十一回	五、一(三月)	五、一(三月)	五、一〇、二〇(金)	七	五、一〇、二〇(金)	五、三、三(水)
○	第二百十二回(臨時)	五、一〇、二〇(金)	六、一(水)	六、一(三月)	一〇	六、一(三月)	六、六、三(水)
○	第二百十三回	六、一(水)	六、一(三月)	六、一(三月)	一〇	六、一(三月)	六、六、三(日)
○	第二百十四回(臨時)	六、九(西)	六、一〇、一(火)	七	六、一〇、四(金)	召集日當日	六、六、三(日)
○	第二百十五回(特別)	六、一、五	六、二、二(月)	六	六、二、四(木)	召集日當日	六、二、四(木)
○	第二百十六回(臨時)	六、二、三	六、二、六(木)	六	六、二、五(金)	三	六、二〇、九(水) (衆議院解散)
○	第二百十七回	七、一(四)	七、二(西)(金)	七	七、一(西)(金)	一	六、三、四(火)
○	第二百十八回(臨時)	七、七(元)	七、八(金)	一〇	七、八(一金)	七、八(五火)	七、八(五火)
○		三	七、八(一金)	召集日當日	召集日當日	召集日當日	召集日當日
○		召集日當日	召集日當日	召集日當日	召集日當日	召集日當日	召集日當日

備考 欄外○印は参議院議員の通常選挙後最初に召集されたもの

(二) 会期及び会期の延長

回 国 次 会											
召集日											
会 期											
(臨第三百六十九回) 時)	(臨第三百七〇回) 時)	(臨第三百七一回) 時)	(臨第三百七二回) 時)	(臨第三百七三回) 時)	(臨第三百七四回) 時)	(臨第三百七五回) 時)	(臨第三百七六回) 時)	(臨第三百七七回) 時)	(臨第三百七八回) 時)	(臨第三百七九回) 時)	(臨第三百八十回) 時)
七、八、一 一、三、四	七、一、二、六	六、二、二、二	六、一〇、一	六、一、云	五、一〇、三	五、一、三	四、一〇、三	四、一〇、三	四、一〇、三	四、一〇、三	四、一〇、三
七、八、一 —	—	六、二、二、六	六、二、二、二	六、一〇、一	—	五、一〇、三	—	—	四、一〇、三	四、一〇、三	四、一〇、三
五 —	—	四	九	—	五	—	充	三日	三日	三日	三日
七、八、一 —	—	六、二、二、六	六、二、二、二	六、一〇、一	—	五、一〇、三	—	—	四、一〇、三	四、一〇、三	四、一〇、三
五 —	—	四	九	—	五	—	充	三日	三日	三日	三日
五 一、吾	四	九	五	一、吾	五	一、吾	充	会期	会期	会期	会期
七、八、五 六、三、三	七、六、三、三	六、三、三、四	六、一〇、九	六、六、三、三	五、三、三	五、六、三	四、三、一〇	定期日又は終了予会了	定期日又は終了予会了	定期日又は終了予会了	定期日又は終了予会了
— —	—	六、三、三〇	—	—	—	—	—	令和	令和	令和	令和
— —	—	三	—	—	—	—	—	一日	一日	一日	一日
— —	—	六、三、三〇	—	—	—	—	—	令和	令和	令和	令和
— —	—	三	—	—	—	—	—	一日	一日	一日	一日
— —	—	三	—	—	—	—	—	定期日又は終了予会了	定期日又は終了予会了	定期日又は終了予会了	定期日又は終了予会了
— —	—	六、三、三〇	—	—	—	—	—	令和	令和	令和	令和
五 一、吾	毛	四	九	一、吾	五	一、吾	充	三日	の日期か召日ま終ら数で了会日	備考	備考
				六、二〇、九 衆議院解散							

六 臨時会召集要求一覽表

第二百十回		国会回次
四、八、六	令和	提要 提出求 日書
高な木井川斎 良が村上合藤 鉄え英哲孝嘉 美子子士典隆 君君君君君君	右十斎 代六藤 表名嘉 君外嘉 君七	參議院議員 提 出者
新福た穀古馬 垣島が田川淵 邦伸や恵元澄 男享亮二久夫 君君君君君君	右二馬 代十淵澄 表五名君 君外百	衆議院議員 出者
四、八、六	令和	内閣送付日
四、九、六	令和	公 布 日
四、一〇、三	令和	召 集 日
		備 考

七 議長、副議長、仮議長關係一覽表

(一) 議長、副議長及び仮議長

回						通常選挙	国会回次	会期	議長	副議長	仮議長
第三百四回 (臨時回)	第三百三回 (臨時回)	第三百二回 (臨時回)	第三百一回	第二百十回 (臨時回)	第二百九回 (臨時回)	尾辻(四、八、秀三當選)	山東昭子君当選(第一百九十九回元八臨時)	長浜(四、八、博三當選)	小川敏夫君当選(第一百九十九回元八臨時)	浜田(四、七、二五任期満了)	
至自六六一一〇〇、九一	至自六六六一、三六	至自五五一一〇、一三〇	至自五五六一、二三	至自四四二二〇、一〇三	至自四四八八、五三						

六 六 臨時会召集要求一覽表
七 議長、副議長、仮議長関係一覽表

第 七、 二、 十 〇 七 回					通常選挙
	第二百六時回	第三百老回	第三百夫時回	第三百去別回	国会回次
至自 七七 八八 五一	至自 七七 六一 三四	至自 六六 一一 一二 四八	至自 六六 一一 一一 四一	至自 六六 一一 一一 四一	会期
閻 (七、 八昌 一 当君 選)	(七、 八 一 辭任)			閻 (六、 二昌 一 一君 當選)	議長
福 (七山 八哲 一郎 当君 選)	(七、 七 一 八任期 満了)				副議長
					仮議長

(二) 議長及び副議長の選挙

国会回次	選挙年月日	議長選舉者	得票数	副議長選舉者	得票数	備考
第三百六回 (臨時)	第三百五回 (特別)	四、八、三 令和	得票	七、八、一	六、一、一一	七、八、一
当選 関口昌一君(非派)	当選 関口昌一君(自民)	当選 尾辻秀久君(自民)	得票数	当選 長浜博行君(立憲)	二三四	当選 長浜博行君(立憲)
白票	二四六	二三八	票	一	二二三	一
当選 福山哲郎君(立憲)	六、一、一一 長所属会派を退議	四、八、三正副議長所属会派を退議	得票数	所七、八、一 所属会派を退議	会長	
白票	二四六	一	票	会長	六、一、一一 長所属会派を退議	

八 通常選挙後初めて召集された国会における常任委員長、特別委員長、調査会長、憲法審査会会長及び情報監視審査会会長の会派別割当一覧表

○第二十六回通常選挙後

第一百九回 時	自由民主党	会派	国会回次
			(議員数) 四召集八日三現在
	一一八		
	一〇	常任委員長	割当数
議院運営	決算予算環境農林水務	文教科產業勞働外事防衛閣	常任委員長
	四	特別委員長	割当数
特等社び地方に会デ方関のジ創す形タ生る成ル及	特等北に拉朝鮮間にす形タする題よ	選政立治制度及倫理関選の	特別委員長
設置されず			調査会長
	一		割当数
	審憲	憲法審査会会長	会長
	查		
	会法		
	一		割当数
	審情	情報監視審査会会長	会長
	報		
	監		
	視		

八 通常選挙後初めて召集された国会における常任委員長、特別委員長、
調査会長、憲法審査会会长及び情報監視審査会会长の会派別割当一覧表

備考 調査会は、第二十六回通常選挙後初めて召集された国会(第二百九回国会)では設置されず、第二百十回国会において設置された。

第二百十回国会				国会回次			
日本維新	公明党	・立憲民主党	自由民主党	会派	日本維新	公明党	・立憲民主党
二	二六	四〇	一一八	(議 二〇 日現 現在 数)	二	二七	四〇
					二	二	三
					懲罰政策	法総務	行国経済監交産視通業
					一	一	一
				別に消費関する問題	別災害対策特	災東日本大震	
割当数	調査会長	調査会長	調査会長	調査会長	調査会長	調査会長	調査会長
一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一

○第二十七回通常選挙後

第三百六回 (臨時)							国会回次
参政党	の日本維新会	公明党	・国民新風民主党	無立憲所民属・民主	自由民主党	会派	
一五	一九	二二	二五	四三	一〇〇	七召八集員一日現在	割当数
一	一	二	二	三	八	常任委員長	割当数
懲罰	国家基本政策	外交防衛	行政監視業	国文総士教通学科	議院運営環境農林水務算算	厚生労働内政金融開闢	常任委員長
一	一	一	一	一	三	特別委員長	割当数
	別に消費者問題特題	別災害対策特	災東復興日本大震	特題繩助政府別に・等府関北及開す方及び発する間沖援	特等社び地方別に会デ方ジ創す形タ生る成ル及	特等る北朝鮮に拉致する問題によ	特別委員長
設置されず							調査会長
一	一	一	一	一	一	憲法審査会会長	割当数
一	一	一	一	審憲會法	一	会長	会長
一	一	一	一	一	一	情報監視審査会会長	割当数
一	一	一	一	一	審情報監視	会長	

九

通常選挙後初めて召集された国会における常任委員、特別委員、調査

会委員、憲法審査会委員及び情報監視審査会委員の会派別割当一覧表

(一) 常任委員

○第二十六回通常選挙後

第二百九回国会（臨時）（四、八、三指名）

厚生労働	文科	財政	外交	法務	総務	内閣	委員会			議員数	会派
							委員定数	當選数	割合		
二五	二一	一五	三二	二一	二五	二三	一一〇〇	一一八	一〇〇%	民主自由党由立憲民主	
一二	一〇	一二	一〇	九	二三	一二	六八	四〇	六〇%	社会民主	
四	四	三	三	四	四	四	四六	二七	五八%	公明党	
三	二	三	二	三	三	二	三五	二一	六三%	維新の会日本国民党	
二	一	一	一	一	一	一	二〇	一二	六〇%	新民主党・民風連合	
一	一	一	一	一	一	一	一九	一一	五八%	共日本産党	
一	一					一	八	五	六二%	新れ組わ	
							三	二	六七%	碧水会	
						二	三	二	六七%	NHK党	
							三	二	六七%	沖縄の風	
			二				八	八	一〇〇%	各派に議員しない	
		三		一							

通常選挙後初めて召集された国会における常任委員、特別委員、調査会委員、憲法審査会委員及び情報監視審査会委員の会派別割当一覧表

懲罰院	議院運営委員会	行政監視委員会	決算委員会	予算委員会	国家基本政策委員会	環境委員会	国土交通委員会	経済産業委員会	農林水産委員会	委員会派	
										定員数	割当数
一〇	二五	三五	三〇	四五	二〇	二一	二五	二一	二二	一一八	一一〇
五	一三	一七	一五	二三	一〇	一〇	一二	一〇	一〇	民自由立憲民主公明新日本民緑新民共産本新民・民・新れ選い組碧水NHK沖縄の各派議員に属する	二〇〇
一	五	七	五	八	二	三	四	四	三	六八	四〇
一	三	四	四	五	二	二	三	二	二	四六	二七
一	二	二	三	四	二	二	二	二	一	三五	二一
一	一	一	二	二	一	一	一	一	一	二〇	二二
一	一	二	一	二	一	一	一	一	一	一九	一一
		一		一	一	一	一			八	五
					一	一	一			三	二
										三	二
				一						八	八
		一								三	二
										八	八

○第二十七回通常選挙後

第二百十八回国会（臨時）（七、八、一指名）

環 境	國 土 交 通	經 濟 產 業	農 林 水 產	厚 生 勞 働	文 教 科 學	財 政 金 融	外 交 防 衛	法 務	總 務	內 閣	委 員 會		
											委 員 定 數	當 數	議 員 數
九													
憲法審査会委員及び情報監視審査会委員の会派別割当一覽表員、調査会委員、													
二	二五	二一	二二	二五	二一	二五	二一	二二	二五	二三			
八	九	九	九	一〇	九	一〇	九	八	一〇	九	一七〇	一〇〇	民主自由党由
三	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	七三	四三	無立憲所民属・民主
二	三	二	二	三	二	三	二	二	二	二	四三	二五	新民国緑主風党会・民
一	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	三五	二一	公明党
一	二	二	一	二	二	二	二	一	二	二	三三	一九	維新の会本
一	二	一	一	二	一	二	一	一	二	一	二六	一五	参政党
			一	一	一	一	一	一			一一	七	共日本産党本
一	一			一		一			一	一	九	六	新れ選い組わ
		一						一			三	二	保守日守党本
一											三	二	沖縄の風
三	二		一					一	一		八	八	員しないに議属各派

懲罰	議院運営	行政監視	決算	予算	国家基本政策	委員会		
						委員定数	割当数	議員会派
一〇	二五	三五	三〇	四五	二〇			
四	一二	一五	三三	一九	八	一七〇	一〇〇	民主自由党
二	五	六	五	八	四	七三	四三	無立憲社會民主所属
一	三	四	三	五	二	四三	二五	新民國緑主風党会・民
一	二	二	三	四	二	三五	二一	公明党
一	二	二	二	四	二	三三	一九	維新の会日本
一	二	二	二	三	一	二六	一五	参政党
		一	一	一	一	一一	七	共日産党本
		一	一	一		九	六	新れ選い組わ
		一				三	二	保守日守党本
		一				三	二	沖縄の風
						八	八	員しなに議属各派

(注) 議員数は、いずれも委員指名の日現在のものである。

(二) 特別委員

○第二十六回通常選挙後

第二百九回国会(臨時)(四、八、三指名)

※議員数は設置日現在のもの

委員会設置期間					議員数	割当数	委員定数	会派
災害対策特別委員会	沖縄・北方問題等の開発援助等及び政府開発援助等の問題に關する特別委員会	選政治倫理の確立及び選挙制度に關する特別委員会	北朝鮮による拉致問題に關する特別委員会	員題等の問題に關する特別委員会	八三一四二五三〇	二〇	一〇	自民党由立憲民主
一〇	一〇	三五	三五	一〇	九一	一一八		
一〇	一〇	一七	一七	一〇	三一	四〇		
三	三	六	六	三	二二	二七		公明党
二	二	四	四	三	一六	二一		維新の会本
二	二	三	三	二	九	二三		新国民党民風連盟
一	一	二	二	一	八	一一		共日本産党
一	一	二	一	一	四	五		新れ選い組わ
一		一	一		二	二		碧水会
					一	二		N H K 党
			一		二	二		沖縄の風

九

憲法審査会委員及び情報監視審査会委員の会派別割当一覧表

(委員会設置期間)	委員定数	割当数	議員数	会派
特別委員会(東日本大震災復興特別委員会同)	三五	二〇	一七	民主党由
~消費委員会問題に関する	六	四	九一	・立憲民主
~	四	二	一二八	新民國緑主風党会・民
	二	二	三一	公明党
	一	一	二七	維新の会本
	一	一	一六	共日産党本
	一	一	九	新れ選い組わ
	一	二	八	碧水会
	一	一	五	NHK党
	一	二	二	沖縄の風

○第二十七回通常選挙後
第二百十八回国会(臨時)(七、八、一指名) ※議員数は設置日現在のもの

(委員会設置期間)	委員定数	割当数	議員数	会派
七七	一〇〇	民主 主 党 由		
三三	四三	無立 社憲 所民 属・民		
一九	二五	新民國 綠主風 党会・民		
一六	二一	公明 党		
一五	一九	維新 の 会 本		
一一	一五	參政 党		
五	七	共日 產 党 本		
五	六	新 れ 選 い 組 わ		
二	二	保日 守 党 本		
二	二	沖 繩 の 風		

(灾害対策特別委員会
七八〇三〇)

～別委員会 東日本大震災復興特 別委員会 同	～消費者問題 別委員会 同	～地方創生及びデジタル社会の生 成等に關する特別委員会 同	～北朝鮮による拉致問 題等に関する特別委員会 同	～政治改革に関する特 別委員会 同	～沖縄・開発援助等及 する特別委員会 同	九
三五	一〇	一〇	一〇	三五	三五	一〇
一五	八	八	八	一五	一五	八
六	四	四	三	六	六	四
三	二	二	二	四	四	二
三	二	二	二	三	二	二
二	二	二	二	三	二	二
二	一	一	一	二	三	一
一	一			一	一	一
一		一	一	一	一	
一			一			
一						

憲法審査会委員及び情報監視審査会委員の会派別割当
一覽表員、調査会委員、

(三) 調査会委員

○第二十六回通常選挙後

第一百九回国会（臨時）（設置されず）
第一百十回国会（臨時）（四、一〇、三指名）※議員数は設置日現在のもの

				設置期間	調査会委員定数	割当数	議員数	会派
調査会	委員定数	設置期間	調査会					
外交・安全保障に関する調査会（四、二〇、三一、七、七、八、三六）	一五	一二五	一五	（四、二〇、三一、七、七、七、八、三六）	（四、二〇、三一、七、七、七、八、三六）	一一七	一五	民自 主 党由 ・立 憲 民 主
国民生活・経済及び地方に関する調査会（同）	一二	一三	一二	（四、二〇、三一、七、七、七、八、三六）	（四、二〇、三一、七、七、七、八、三六）	一二七	一一八	公明 党
資源エネルギー・持続可能な社会に関する調査会（同）	四	四	四	（四、二〇、三一、七、七、七、八、三六）	（四、二〇、三一、七、七、七、八、三六）	一二二	四〇	維新 の会 ・立 憲 民 主
	三	三	二	（四、二〇、三一、七、七、七、八、三六）	（四、二〇、三一、七、七、七、八、三六）	八	二六	新國 民 連 合
	二	二	三	（四、二〇、三一、七、七、七、八、三六）	（四、二〇、三一、七、七、七、八、三六）	七	二二	民 主 ・立 憲 連 合
	二	一	一	（四、二〇、三一、七、七、七、八、三六）	（四、二〇、三一、七、七、七、八、三六）	四	一三	共 産 党
	一	一	一	（四、二〇、三一、七、七、七、八、三六）	（四、二〇、三一、七、七、七、八、三六）	三	一二	新 選 組 わ
	一	一	一	（四、二〇、三一、七、七、七、八、三六）	（四、二〇、三一、七、七、七、八、三六）	二	五	N H K 党
			一	（四、二〇、三一、七、七、七、八、三六）	（四、二〇、三一、七、七、七、八、三六）	一	二	沖 縄 の 風

○第二十七回通常選挙後

第二百十八回国会（臨時）（設置されず）

(四) 憲法審査会委員

○第二十六回通常選挙後

第二百九回国会（臨時）四、八、三指名）※議員数は委員指名の日現在のもの

憲法審査会	四五	委員定数	議員數	会派
一九	一〇〇	民主	党由	
八	四三	無・立 社・民・主 所属	新民主 國民 綠風 民	
五	二五		公明 党	
四	二一		維新 の会 本	
四	一九		参政 党	
三	一五		共日 產 党本	
一	七		新れ 選い 組わ	
一	六		保守 党本	
	二		沖縄 の風	
	二			

○第二十七回通常選挙後

第二百十八回国会（臨時）（七、八、一指名）※議員数は委員指名の日現在のもの

憲法審査会	四五	委員定数	議員數	会派
一九	一〇〇	民主	党由	
八	四三	無・立 社・民・主 所属	新民主 國民 綠風 民	
五	二五		公明 党	
四	二一		維新 の会 本	
四	一九		参政 党	
三	一五		共日 產 党本	
一	七		新れ 選い 組わ	
一	六		保守 党本	
	二		沖縄 の風	
	二			

九 通常選挙後初めて召集された国会における常任委員、特別委員、調査会委員、憲法審査会委員及び情報監視審査会委員の会派別割当一覧表

(五) 情報監視審査会委員

○第二十六回通常選挙後

第二百九回国会（臨時）（四、八、三選任）※議員数は委員選任の日現在のもの

情報監視審査会		委員定数	議員数	会派
八		一一〇	民自由民主党由	
三	四三	一	無・立・社・民・民主所・民・主	
一	一五	一	新民國緑風党民	公明党
一	二一	一	維新の会本	維新の会本
一	一九	一	日新の会本	新民主風会・民
一	一五	一	參政黨	共日產党本
一	七	一	共日產党本	新れ選い組わ
	六	一	新れ選い組わ	碧水会
	二	一	保守党本	N H K 党
	二	一	沖縄の風	沖縄の風

○第二十七回通常選挙後

第二百十八回国会（臨時）（七、八、一選任）※議員数は委員選任の日現在のもの

情報監視審査会		委員定数	議員数	会派
八		一一〇	民自由民主党由	
三	四三	一	無・立・社・民・民主所・民・主	
一	一五	一	新民國緑風党民	公明党
一	二一	一	維新の会本	維新の会本
一	一九	一	日新の会本	新民主風会・民
一	一五	一	參政黨	共日產党本
一	七	一	共日產党本	新れ選い組わ
	六	一	新れ選い組わ	碧水会
	二	一	保守党本	N H K 党
	二	一	沖縄の風	沖縄の風

一〇 議員の辞職、退職、資格消滅及び除名一覧表

(一) 議院に諮り辞職を許可したもの

国会回次	辞職許可	議員	事由
第二百十一回	令和五、三、一〇	安達澄君	一身上の都合 (大分県知事選挙立候補)
第二百十三回	五、三、三〇	吉田忠智君	同 (参議院大分県選舉区選出議員補欠選挙立候補)
第二百十七回	六、四、二六	渡邊紗耶香君	一身上の都合
七、六、二〇	鈴木宗男君	同 (参議院議員選挙立候補)	

(二) 閉会後議長において辞職を許可したもの

国会回次	辞職許可	議員	事由
二百九回閉会後	令和四、九、三〇	熊野正士君	
二百十回閉会後	五、一、一三	木亨君	一身上の都合
三百十二回閉会後	五、一、一六	水道橋博土君	一身上の都合 (徳島県知事選挙立候補)
三百三回閉会後	六、八、一五	高野光二郎君	同
広瀬めぐみ君	同		

第三百四回閉会後	国会回次	辞職許可	事由
	六、一一、五	大塚耕平君	

(三) 公職の候補者となつたため公職選挙法第九十条の規定により退職者となつたもの

第三百四回閉会後										国会回次	立候補届出	議員	事由	
第二百十三回										令和六、四、一六	須藤元氣君	衆議院議員選挙	東京都知事選挙	
六、一一、三一	六、一一、一五	六、一一、一五	音喜多	東	田	山	梅	蓮	須藤元氣君	衆議院議員選挙	東京都知事選挙	衆議院議員選挙	東京都知事選挙	同 (名古屋市長選挙立候補)
清 水 貴 之君	丸 川 珠 代君	世 耕 弘 成君	駿君	徹君	智 子君	苗君	聰君	舫君	須藤元氣君	衆議院議員選挙	衆議院議員選挙	衆議院議員選挙	衆議院議員選挙	衆議院議員選挙
兵庫県知事選挙	同	同	同	同	同	同	同	同	須藤元氣君	衆議院議員選挙	衆議院議員選挙	衆議院議員選挙	衆議院議員選挙	衆議院議員選挙

(五) 議決により除名されたもの

第二百十一回	国 会 回 次
令和 五、三、一五	議 決
ガ ー シ ー君	議 員

一〇 議員の辞職、退職、資格消滅及び除名一覧表

— 内閣総理大臣の指名一覧表 —

<p>(第三百四十四回)</p>	<p>令和 六〇、一</p>	<p>召集日</p>	<p>国会回次</p>
<p>茂高 神伊伊山田玉馬野石 木市谷波藤本村木場田破 敏早宗洋孝太智雄伸佳 充苗幣一惠郎子君幸彦君 君君君君君君君君君君</p>	<p>投票總數四三(過半數三三) 石破 茂君 茂君</p>	<p>令和 六〇、一 石破 茂君</p>	<p>参議院の指名</p>
<p>山吉玉田馬野石 本良木村場田破 太州雄智伸佳 郎君司君一郎君子君幸彦君 君君君君君君君君君君</p>	<p>投票總數四三(過半數三三) 石破 茂君 茂君</p>	<p>令和 六〇、一 石破 茂君</p>	<p>衆議院の指名</p>
<p>職決定日</p>	<p>召集日</p>	<p>指名日まで</p>	<p>備考</p>
<p>六〇〇、一一 岸田内閣成立 辭職決定</p>			

特(第三百五回)									
六、二、二									
茂吉	末神	伊山	田玉	馬野	石	投票總數三三(過半數三〇)	六、二、二	石破	茂君
白木	良松	谷藤	本村	木場	田				
白敏	州信	宗孝	太智	雄一	伸彦	茂君	石破	茂君	一四
充票	司司	介介	幣幣	惠君	郎君	子君	幸君	一郎君	一郎君
一	一一	一一	一一	五	二	三	六	哭	一四
投票總數四五(過半數三三)									
野石	河神	吉田	山玉	馬野	石	投票總數四五(過半數三三)	六、二、二	石破	茂君
田田	村谷	良村	木本	木場	田				
佳佳	宗州	智太	雄一	伸彦	茂君	茂君	石破	茂君	三五
彦茂	君君	幣君	子君	郎君	幸君	幸君	一郎君	一郎君	一郎君
四	三	三	四	八	九	六	三	一	一
召(内閣總辭日)									
職決(内閣總辭日)									
六、二、二 一一〇〇 一一七九 第二石總選舉院解散 次石閣總辭職成立									

二 国務大臣の演説一覧表

(第三百回)		(第三百九回)		回国次会	
四、 (月三)		令和 四、 (水三)		召集日	
四、 (月三)		令和 四、 (水三)		開会式	
四、 (火三)	四、 (月三)	令和 	年 月 日	演	演說者
鈴木財務大臣	岸田内閣總理大臣		演	說	
財政	所信		事項	說	質疑
四、 (火三)	四、 (金七)	令和 四、 (木六) 	年 月 日	順序及び時間 分	
共民維公自立 産主新明民憲 ○○○○○○	自立共民維公 民憲産主新明 ○○○○○○	自立 民憲 ○○			備考 は國務か大臣たの演説

(臨 第三百回 時)		第三百回		
五、二〇、 (金)		五、二、 (月三)		
五、二〇、 (月三)		五、二、 (月三)		
五、 (月三)	五、 (月三)		五、 (月三)	
鈴木財務大臣	岸田内閣總理大臣		後藤林外務大臣	
財政	所信		経財外施政方針	
五、二、 (月三)	五、一〇、 (木云)	五、一〇、 (水云)	五、一、 (金云)	五、一、 (木云)
共民維公自立 産主新明民憲	自立共民維公 民憲産主新明	自立 民憲	れ自立共民維公 新民憲産主新明	自立 民憲
二二二二二二	二二二二二二	二二	二二二二二二	二二

(特三百回別)	(臨三百回時)	第三百回	回国次会
六二、(月)	六二〇、(火一)	六二、(金三)	召集日
六二、(木四)	六二〇、(金四)	六二、(金三)	開会式
	六二〇、(金四)	六二、(火三)	年月日 演
	石破内閣總理大臣	新藤木国財務大臣 岸田川外務大臣 内閣總理大臣	演說者
	所信	経財外施政方針 濟政交針	事項 說
	六二〇、(火八)	六二、(金二)	年月日 質
	れ自立共民維公自立 新民憲產主教明民憲 二三三三三三三三	れ自立共民維公 新民憲產主教明 二三三三三三三三	順序及び時間 疑
は國務閣第二、二 な務閣第一、二 か大成二、一 つ臣の立次 た。演説	六二、(火一) 石破内閣成立		備考

(第三百六回) 臨時	第三百七回		(第三百八回) 臨時	
七、 (金一)	七、 (金四)		六二、 (木六)	
七、 (金一)	七、 (金四)		六二、 (金元)	
	七、 (金四)		六三 (月九)	六二、 (金元)
	赤加岩屋石破内閣總理大臣 澤藤國財外務務務大臣 務務務務大臣		加藤財務大臣	石破内閣總理大臣
	経財外施政方針 濟政交針		財政	所信
	七、 (水元)	七、 (火元)	六三 (月九)	六三 (水四)
	れ自立共民維公 新民憲產主新明	自立 民憲	共民維公自立 產主新明民憲	自立共民維公 民憲產主新明
は國務 なが か大臣 かつた。 の演説				

一三 国務大臣の特殊な事件に関する報告一覧表

国会回次	年月日	令和	報 告 事 項		
				三百三回	三百二回
六、四、元	五、四、三	五、三、毛	インド共和国、ウクライナ、ポーランド共和国訪問に関する報告	報告者	
米国公式訪問に関する報告	「国家安全保障戦略」、「国家防衛戦略」及び「防衛力整備計画」に関する報告	岸田内閣総理大臣	岸田内閣総理大臣	報告者	質疑
岸田内閣総理大臣	岸田内閣総理大臣	五、三、毛	共民維公立自産主新明憲民	年月日	順序及び時間
六、四、元	五、四、三	五、三、毛	共民維公立自産主新明憲民	令和	
共民維公立自産主教明憲民 ○○○○五〇	共民維公立自産主新明憲民 ○○○○五〇	共民維公立自産主新明憲民 ○○○○五〇 分			

三百七回	七、二、三	米国訪問に関する報告	石破内閣総理大臣	七、二、三	共民維公立自 産主新明憲民	一〇〇〦〇五〇
------	-------	------------	----------	-------	------------------	---------

一四 法律に基づく年次報告等に関する国務大臣の口頭報告一覧表

第三百十二回			国会回次
年月日	告 事 項	報 告 者	質 疑
五、六、三	五、三、一〇	五、二、四	令和
令和四年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の 政策への反映状況に関する報告	令和五年度地方財政計画*	令和三年度決算の概要	
松本総務大臣	松本総務大臣	鈴木財務大臣	報告者
五、六、三	五、三、一〇	五、一、四	令和
共民維公立自 産主新明憲民 一〇〇〇〇五〇	共民維立自 産主新憲民 一〇〇〇五〇	れ共民維公立自 新産主新明憲民 五〇〇〇〇五〇分	順序及び時間

一四 法律に基づく年次報告等に関する国務大臣の口頭報告一覧表

第三百六回 臨時	第三百三回	第三百三回	第三百二回 臨時
六、三、三〇	六、六、三	六、三、三	五、三、二
加藤財務大臣	松本総務大臣	松本総務大臣	鈴木財務大臣
令和五年度決算の概要	令和五年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の反映状況に関する報告	令和六年度地方財政計画*	令和四年度決算の概要
六、三、三〇	六、六、三	六、三、三	五、三、二
れ共民維公立自新産主新明憲民 五〇〇〇〇〇五〇	共民維公立自产主教明憲民 〇〇〇〇五〇	共民維立自产主教憲民 〇〇〇五〇	れ共民維公立自新産主新明憲民 五〇〇〇〇五〇

国会回次 (臨百十回)	年月日	発言事項	令和
経済に関する件について			
後藤国務大臣		発言者	令和
共民維立 産主新憲	順序及び時間	質疑	年月日
四四四四分			

(参考)国務大臣の発言に関する件一覧表

国会回次 (三百七回)	年月日	報告事項	令和
七、六、八	七、三、四	令和七年度地方財政計画*	
村上総務大臣	七、三、四	村上総務大臣	令和
共民維立 産主新憲	一〇〇〇五〇	共民維立 産主新憲	一〇〇〇五〇

備考 *印は国会法第五十六条の二の規定による議案の趣旨説明と一括して報告書を聽取した。

令和六年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の
政策への反映状況に関する報告

一五 文書質問（質問主意書）件数一覧表

国 会 回 次	提 出 件 数	答 弁 書		備
		期間内受領件数	期間外受領件数	
第二百九回(臨時)	二五			
第二百十回(臨時)	八二			
第二百十二回	一四五			
第二百十三回(臨時)	一四三			
第二百十三回	一一二			
第二百三回	五一			
第二百三回(臨時)	八四			
第二百三回	一七一			
第二百三回(臨時)	二三九			
第二百三回(特別)	三一			
第二百三回(特別)	六九			
第三百七回(臨時)	一四			
第三百七回	二四七			
第三百六回(臨時)	二四			
第三百六回	一八九			
第三百六回	三四			
第三百六回	五八			
第三百六回	三三			
第三百六回	一四			
第三百六回	一八			
第三百六回	六八			
第三百六回	五九			
第三百六回	三三			
第三百六回	一二二			
第三百六回	五一			
第三百六回	三〇			
第三百六回	二五			
第三百六回				考

(注) 「期間内」とは国会法第七十五条第二項の「七日以内」をいう。

一七　国会法第五十六条の二の規定による議案の趣旨説明に関する一覧表

第二百十回 (臨時)			国会回次
障害者の日常生活及び社会生活の一部を改正する法律案(閣法律等の一の号)を改正するための法律案(閣法律等の二の号)	民法等の一部を改正する法律案(閣法第二二号)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部に改正する法律案(閣法第五号)	件名
四、一〇、三	四、一〇、四	四、一〇、七	令和年予備送又は月付日
四、三、五	四、二、六	四、二、三	令和定期議院委員会運営決議
四、三、五	四、二、六	四、二、三	令和年月会日議
労働藤大厚臣生	齋藤法務大臣	労働藤大厚臣生	説明者
共産民主維新公明立憲	共産民主維新立憲	自民立憲	及び時間
二〇〇二〇二五	二〇〇二〇二五	二〇〇二〇二五二分	質疑順序
厚生労働	四一二、務六	四一二、二	令和付託

第三百十二回				
新型インフルエンザ等対策特別措置法案及び内閣法第六号	地方税法等の一部を改止する法律 案(閣法第八号)* 地方交付税法等の一部を改止する法律案(閣法第九号)*	所得税法等の一部を改正する法律 案(閣法第二号)*	防衛税法等の一部を改正する法律 案(閣法第二号)*	消費者契約法及び独立行政法人に関する法律案(閣法第一八号)
五、三、七	五、三、七	五、三、三	四、三、一	四、二、八
五、四、七	五、三、〇	五、三、八	四、三、八	
五、四、七	五、三、〇	五、三、八	四、三、八	
後藤国務大臣	松本総務大臣	鈴木財務大臣	河野国務大臣	
共産民主維新公明立憲自民 一〇一〇一〇五〇	共産民主維新立憲自民 一〇一〇一〇五〇	共産民主維新公明立憲 一〇一〇一〇五	共産民主維新公明立憲 一〇一〇一〇五〇	
内閣七	総務	財政八金融	別に消費者に関する特題	四、三、八

別行政手続における特定の個人を識別する法律等の個人を識別する法律等(閣法第46号)を改正する用する法律等の個人を識別する法律等(閣法第46号)	特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案(閣法第26号)	全世帯を構成するための健保会法(閣法第16号)	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律案(閣法第12号)	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第17号)	件名	年予備出月送又日付は
					国会回次	
五、三、七	五、二、四	五、二、〇	五、二、〇	五、二、〇	年予備出月送又日付は	年予備出月送又日付は
五、四、六	五、四、三	五、四、九	五、四、四	五、四、三	定委員会運営	定委員会運営
五、四、六	五、四、三	五、四、九	五、四、四	五、四、三	本会議	本会議
河野国務大臣	後藤国務大臣	労働加藤大厚臣生	国務村大(康臣)	交齊通藤大国臣土	説明者	説明者
共産民主維新立憲 一〇〇〇五	共産民主維新立憲 一〇〇〇五	共産民主維新公明立憲 一〇〇〇〇五〇	共産民主維新自民立憲 一〇〇〇五	共産民主維新立憲 一〇〇〇五	質疑順序 及び時間	質疑順序 及び時間
特等社び地 別に会デ方四 関のジ創六 す形タ生 る成ル及 五	内閣 五、四、三	厚生労働 五、四、九	経済産業 五、四、四	国土交通 五、四、三	付託 委員会	付託 委員会

脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための法律案
(閣法第二六号)

日本語教育の適正かつ確実な実施等によるための日本語教育機関に関する法律案(閣法第二二認定号)	道路整備特別措置法及び難民認定法(閣法第一八号)	本国籍を離脱した者等の出入国を改止する特例法(閣法第四八号)	日本出入国管理及び難民認定法(閣法第一八号)
五、二、三	五、二、〇	五、三、七	五、三、六
五、五、七	五、五、五	五、五、三	五、五、一〇
五、五、七	五、五、五	五、五、三	五、五、一〇
科永 学岡 大文 臣部	交齊 通藤 大国 臣土	齋藤法務大臣	国西 務村 大(康 臣)
共産 民主 維新 立憲 一〇〇〇五	共産 民主 維新 立憲 一〇〇〇五	共産 民主 維新 立憲 一〇〇〇五	共産 民主 維新 公明 立憲 一〇〇〇五〇
五、文 教科 学	五、國 土交 通	五、法 務五、三	五、經 濟產 業

一七 国会法第五十六条の二の規定による議案の趣旨説明に関する一覧表

第三百十二回				国会回次
件名	年月日付は 予備提出又は 送付日	定委員会運営	本会議	説明者
刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案(閣法第五五八号)～	五、三、四	規デジタル社会の形成を図るための社制改革を推進するための法律案(閣法第四七号)～	防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に關する法律案(閣法第二〇号)	我が国の防衛力の抜本的な強化するための特別措置法案(閣法第一号)
五、三、四	五、三、七	五、三、七	五、三、二〇	五、二、三
五、六、九	五、六、五	五、六、五	五、五、二六	五、五、西
五、六、九	五、六、五	五、六、五	五、五、二六	五、五、西
齋藤法務大臣	河野国務大臣	浜田防衛大臣	鈴木財務大臣	
共 民 維 新 立 憲 一〇一〇一五	共 民 維 新 立 憲 一〇一〇一五	共 民 維 新 立 憲 一〇一〇一五	共 民 維 新 公 明 立 憲 一〇一〇一〇一五〇	自 民 立 憲 一〇一〇一〇
五、法、六、務九	特等社び地 別に会デ方六 関のジ創 す形タ生 る成ル及	五、外、交、防、衛	五、財政、金融	付 委員会 託

第二百三回
(臨時)

国法律案(閣法第一〇号)一部を改正する

所得税法等の一部を改正する法律
案(閣法第一号)*

地方税法等の一部を改正する法律
案(閣法第二号)*

地方交付税法等の一部を改正する
法律案(閣法第三号)*

重要経済安全保障情報の保護及び活用
に関する法律案(閣法第二四号)

第二百三回

民法等の一一部を改正する法律案 (閣法第四七号)	六、三、八	六、三、七	六、二、六	六、二、二	五、一〇、三
	六、四、九	六、四、七	六、三、三	六、三、八	五、三、一
	六、四、九	六、四、七	六、三、三	六、三、八	五、三、一
小泉法務大臣	高市国務大臣	松本総務大臣	鈴木財務大臣	科盛 学山 大文 臣部	
共 民 維 立 産 主 教 憲	共 民 維 立 産 主 教 憲	共 民 維 立 産 主 教 憲	共 民 維 公 産 主 教 明	共 民 維 立 産 主 教 憲	共 民 維 新 立 産 主 教 憲
一〇〇一〇五	一〇〇一〇五〇	一〇〇一〇五〇	一〇〇一〇五	一〇〇一〇五	一〇〇一〇五
六、四、 務五	六、四、 閣七	六、三、 務三	六、三、 財政 金融	五、 文教 科学	

国会回次						
	件名					
第三百三回 ○四〇号	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律案(閣法第一六号)	二酸化炭素の貯留事業に関する法律案(閣法第一七号)	改正する法律案(閣法第二六号)	食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律案(閣法第二六号)	法律案(閣法第一四号)一部を改正する法律案(閣法第一四号)	育児休業、介護休業、介護休業、労働者等の育成支援又は家計に係る法律等の一部を改正する法律案(閣法第一四号)
本法第 四 ○四 号	年予備送付 月日	議院運 委員会決 定	本会議 月日	説明者	質疑順序 及び時間	件名
並統情報を図るために行政の運営のためのデジタル化による行政手続を基盤とする法規化を図るための運営技術の活用による行政手続を改正する法律案が効率よく法律成案率上手	六、三、五	六、三、三	六、二、九	六、二、毛	六、二、三	六、三、五
閣法第 四 ○四 号	年予備送付 月日	議院運 委員会決 定	本会議 月日	説明者	質疑順序 及び時間	件名
六、五、五	六、五、〇	六、五、八	六、四、云	六、四、西	六、四、云	六、五、五
六、五、五	六、五、〇	六、五、八	六、四、云	六、四、西	六、四、云	六、五、五
河野国務大臣	労働大臣 武見大厚臣	木原防衛大臣	水坂産本大農臣林	産業大臣 藤田大経臣濟	説明者	
共産民主維立憲 二二二二五	共産民主維立憲 二二二二五	共産民主維立憲 二二二二五	共産民主維立憲 二二二二五	共産民主維立憲 二二二二五	共産民主維立憲 二二二二五	付託
特等社び地 別に会 方で 関す形 のジ創 タ生及 する成 ル及	六、五、五 厚生労働	六、五、八 外交防衛	六、四、云 農林水產	六、四、西 經濟產業	委員会	

一七 国会法第五十六条の二の規定による議案の趣旨説明に関する一覧表

四九

学校設置者等及び 防衛等のための 案(閣法第六二号)	地方自治法の一部を 改正する法律 案(閣法第三二号)	グローバル戦闘航空プロ ト(CAPA)政府間機関の 締結について承認を求 める件(閣法第二号)	出入国管理及び難民認定法等の 一部を改正する法律案(閣法第五八一 号)	出入国管理及び難民認定法等の 一部を改正する法律案(閣法第五八一 号)
六、 三、 五	六、 三、 一	六、 二、 〇	六、 三、 五	六、 三、 六
六、 六、 七	六、 六、 五	六、 五、 元	六、 五、 四	六、 五、 七
六、 六、 七	六、 六、 五	六、 五、 元	六、 五、 四	六、 五、 七
加藤國務大臣	松本總務大臣	上川外務大臣	小泉法務大臣	加藤國務大臣
共産 民主 維教 立憲	共産 民主 維教 立憲	共産 民主 維教 立憲	共産 民主 維教 立憲	共産 民主 維教 立憲
二〇〇五 二〇〇五	二〇〇五 二〇〇五	二〇〇五 二〇〇五	二〇〇五 二〇〇五	二〇〇五 二〇〇五
内閣 六六 閣七	総務 六六 務五	外交 防衛 六五 元	法務 六五 務四	内閣 五六 閣七

重要電子計算機に対する不正な法律行為による被害の防止に関する法律案(閣法第四号)	情報通信技術の進展等に対応するための刑法等の一部を改正する法律案(閣法第三〇号)	重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律(閣法第五号)	重要電子計算機に対する不正な法律行為による被害の防止に関する法律案(閣法第四号)	七、三、四
七、三、四	七、三、二	七、三、四	七、三、六	七、三、七
七、五、四	七、五、九	七、四、三	七、四、三	七、四、六
七、五、四	七、五、九	七、四、三	七、四、三	七、四、六
伊東国務大臣	伊東国務大臣	坂井国務大臣	鈴木法務大臣	平国務大臣
共産民主維新立憲 ○○○五	共産民主維新公明立憲 ○○○○五	共産民主維新公明立憲 ○○○○五	共産民主維新立憲 ○○○五	自民公明立憲 ○○○○五○
別に消費する問題 七、五、四	経済産業 七、五、九	別災害対策特 七、四、三	法務 七、四、三	内閣 七、四、六

国会回次	件名	年予備出月日付は	定委員会運決	本会議	説明者	質疑順序及び時間	付委員会託
第三百七回	人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律案(閣法第二九号)	七、三、六	七、三、七	日本学術会議法案(閣法第三六号)	員立給の義務教育諸学校等の教育法第一号の一部を改正する法律別置案(閣法第九号)	四、五、六	四、五、七
	年予備出月日付は	七、三、七	七、三、七	日本学術会議法案(閣法第三六号)	員立給の義務教育諸学校等の教育法第一号の一部を改正する法律別置案(閣法第九号)	四、五、六	四、五、七
	定委員会運決	七、三、六	七、三、六	日本学術会議法案(閣法第三六号)	員立給の義務教育諸学校等の教育法第一号の一部を改正する法律別置案(閣法第九号)	四、五、六	四、五、七
	本会議	七、三、六	七、三、六	日本学術会議法案(閣法第三六号)	員立給の義務教育諸学校等の教育法第一号の一部を改正する法律別置案(閣法第九号)	四、五、六	四、五、七
	説明者	城内国務大臣	城内国務大臣	坂井国務大臣	科あ 学べ 大文 臣部	水小 産泉 大農 臣林	水小 産泉 大農 臣林
	質疑順序及び時間	一〇〇一〇五	一〇〇一〇五	一〇〇一〇五	一〇〇一〇五	一〇〇一〇五	一〇〇一〇五
	付委員会託	内閣六	内閣六	文教科学	七、五、三	七、五、三	七、五、三

備考

*印は国務大臣の報告に関する件と一括して趣旨説明を聴取した。

			度の機能強化のための国民年金法制 (閣法第五九号)
環境影響評価法の一部を改止する法律案(閣法第五二号)			
租税特別措置法及び東日本大震災正臨時特例に関する法律(衆第53号)の一部を律改の法律案(衆第53号)	七、六、二	七、三、二	七、五、六
	七、六、二〇	七、六、六	七、六、四
	七、六、二〇	七、六、六	七、六、四
重議院議員 衆議院議員 和彦君	浅尾環境大臣		労福 働岡 大厚 臣生
立憲 自民 五五	共産 民主 維新 立憲 一〇一〇一五	共産 民主 維新 立憲 一〇一〇一〇一五一〇	自民
七、財政 六、金融 三〇	環境 六、境六	七、厚生 六、勞働	

一八 議案審議件數一覽表

(臨 第一 百 十二 回)		第二 百 十一 回		(臨 第二 百 十 回)		(臨 第二 百 九 回)		國 會 回 次	
參 繼 統	三	衆 繼 統	(先 議 五 六)		三			提 出	閣 法
二	三	一	五		三			成 立	參 法
	一〇		五		七			提 出	衆 法
	一		一		一			成 立	條 約
衆 繼 統	(撤 回 三 六)	衆 繼 統	(撤 回 三 四)	衆 繼 統	六	衆 繼 統	四	提 出	予 算
	一	三	一	三	六	一	件	成 立	決 算
	一			二	一			提 出	等
	一			二	一			承 認	予 備 費
	二							提 出	案 件
	二			三	二			議 決	承 認 案 件
分國第 三百 提出回	一	分國第 三百 提出回	四	分國第 三百 提出回	一	分國第 三百 提出回	四	分國第 三百 提出回	提 出
	一		四		一		一	議 決	決 議 案
衆 繼 統		衆 繼 統	六	衆 繼 統	八	衆 繼 統	八	提 出	
								承 認	
								提 出	
				三				議 決	
				三				提 出	
	一			二	二			議 決	
	一		三	香 決	二			提 出	

(注) () 内数字は内数を示す。

臨 第一百十八回 時			
衆	繼	統	—
—			
衆	繼	統	—
—			
分国第 一百 大 会 提 出 回	分国第 一百 大 会 提 出 回	分国第 三百 十 大 会 提 出 回	分国第 三百 七 大 会 提 出 回
衆	繼	統	—
—			
—			
—			
—			

二〇 本院議員提出法律案
(成立したもの) 審議一覽表

第三百七回		回国次会	
案	件	名	
手話に関する施策の推進に関する法律	自殺対策基本法の一部を改正する法律		
内閣委員長	厚生労働委員長	提出者	
七、六、三	令和 七、四、五	提出	
		議員決議	本院
可、六、決三	可、四、決六	議會決議	衆議院
可、六、決三	可、六、決四	議員決議	衆議院
可、六、決六	可、六、決五	議會決議	公 布
号法律第六、大云	号法律第六、四二		備 考

二 本院における法律案修正件数一覧表

二〇
二一
本院議員提出法律案(成立したもの)審議一覽表
本院における法律案修正件数一覽表

		国会回次		閣	法	参	法	衆	法	合	計
第三百六回	(臨時)	第三百七回	(臨時)								
		(衆先議) 三五五	五八九	(衆先議) 九	九	議決件数	修正件数	議決件数	修正件数	議決件数	修正件数
			二								
			一五		七						
			七五		一六						

(注) ()内数字は内数を示す。

二五 予算審議経過一覧表

(一) 総予算及び暫定予算審議経過

第三百七回		第三百三回		第三百二回		回国次会		件名	衆議院
七、一、四		六、一、六		五、一、三		令和		提出	付託
一、四		一、三		一、三		令和		議決	委員会
可三、 決四	修三、 正四	可三、 決三		可三、 決六		可三、 決六		議決	本会議
可三、 決四	修三、 正四	可三、 決二		可三、 決六		可三、 決六		議決	審議
四		毛		毛		日		期間	
三、四		三、二		三、六		受領		本院	
三、四		三、二		三、六		付託		委員会	
可三、 決三	修三、 正三	可三、 決六		可三、 決六		可三、 決六		議決	本会議
可三、 決三	修三、 正三	可三、 決六		可三、 決六		可三、 決六		議決	審議
六		毛		元		日		期間	
壱		壹		壹		日		間で議ら の決本出 期ま院か	
		三、三 意 回付案衆同						備考	

(二) 補正予算審議経過

(第三百六回)		(第三百三回)		(第二百十回)		回国次会	
						件名	
						提出	衆議院
1 機令補令和六年度予算(特度政第1号) 号関和正予算(特第1号) 補六年度予算(特第1号) 正度政第1号) 予算(機関係第1号)	令和正予算(特第1号) 補六年度予算(特第1号) 正度政第1号) 予算(機関係第1号)	補令和正予五年度予算(特第1号) 令和正予五年度予算(特第1号) 補六年度予算(特第1号) 正度政第1号) 予算(機関係第1号)	令和正予五年度予算(特第1号) 令和正予五年度予算(特第1号) 補六年度予算(特第1号) 正度政第1号) 予算(機関係第1号)	令和正予四年度予算(特第2号) 令和正予四年度予算(特第2号) 補令和正予五年度予算(特第2号) 令和正予五年度予算(特第2号)	令和正予四年度予算(特第2号) 令和正予四年度予算(特第2号) 補令和正予五年度予算(特第2号) 令和正予五年度予算(特第2号)	令和 付託	委員会
六、三、九		五、一、二〇		四、二、三		提議決	本会議
三、九		二、三〇		二、三		議決	審議
可三、決三	修三、正三	可二、決四	可二、決元	可二、決元	可二、決元	期間	本院
可三、決三	修三、正三	可二、決四	可二、決元	可二、決元	可二、決元	受領	本院
四		五		九 日		付託	委員会
三、三		二、四		二、元		提議決	本会議
三、三		二、四		二、元		議決	審議
可三、決七		可二、決元		可三、決三		期間	本院
可三、決七		可二、決元		可三、決三		間で議ら の決本院か 提出期ま	備考
六		六		四 日			
九		一〇		三 日			

二七 決算審議経過一覧表

件名							
(臨二百七回)	(特二百六別回)	(臨二百五回)	(臨二百四回)	(臨二百三回)	(臨二百二回)	(臨二百一回)	(臨二百回)
						令和元、二、元	提出
						三、三	付託
						二、六、五	委員会
						六、七	本院
三、三、六	三、二、二	三、二〇、四	三、一、八	三、二〇、三	三、九、六	一、三〇	議決
繼續審査	繼續審査	未了	繼續審査	繼續審査	繼續審査	繼續審査	本院
備考 務本元、三、二 大会議で二 臣報財告							衆議院

												件名	
												回國次会	
												提出	
(臨二百九時回)	第二百八回	(臨二百七時)	(臨二百六別回)	(臨二百五時回)	第二百四回	(臨二百三時回)	第二百十二回	(臨二百十時回)	(臨二百九時回)	第二百八回		付託	委員会
						三二、〇						議決	本會議院
						一、〇						議決	本會議院
					三六、七	繼續審查						付託	委員會
					六、九	繼續審查						議決	衆議院
四、八、三	四、一、七	三、三、六	三、二、二	三、〇、四	一、六	三、四	五、一、三	四、〇、三	四、八、三	四、一、七		付託	委員會
繼續審查	繼續審查	繼續審查	繼續審查	未了	繼續審查	繼續審查	六、三	繼續審查	繼續審查	繼續審查		議決	本會議院
務本二、 大會二、 臣議三、 報で三〇 告財												備考	

二七 決算審議経過一覧表

年資和別歳令 度金二会出和 政受年計決二 府私度歳算年 閥計國入度 係算稅歳令 機書取出和般 納決年計 決令金算度歲 算和整度歲 書二理令特入									(臨 時)
第二百三回	(臨 時)	第二百二回	(臨 時)	第二百九回	(臨 時)	第二百八回	(臨 時)	第二百七回	
							三、三、六		
							三、三		
						四、六、三	繼續 審查		
						六、五			
六、一、六	五、一〇、三〇	五、一、三	四、一〇、三	四、八、三	一、七		五、一、三	四、一〇、三	
六、七	繼續 審查	繼續 審查	繼續 審查	繼續 審查	繼續 審查		六、三	繼續 審查	
六、八	繼續 審查	繼續 審查	繼續 審查	繼續 審查	繼續 審查		六、三	繼續 審查	
務本三 大會三 臣議三 報告財									

									件名		
									回国次会		
									提出		
(臨三百六回)	(臨三百七回)	(臨三百六回)	第三百三回	(臨三百三回)	第三百三回	(臨三百三回)	(臨三百三回)	第二百十二回	(臨三百十回)	回国次会	本院
		六二、元		五二、〇					四二、六	提出	本院
		三、三〇		三、二				五、一、四	未付託	付託	委員会
七、六、九	七、六、九	六、六、〇	繼續審查	六、三	繼續審查			六、三		議決	本會議
	六二	六、三	繼續審查					六、四		議決	本會議
七、八、一	一、西	三、三	繼續審查	一、三	三、六	六、一、三	五、一〇、三〇	一、三	三、九	付託	委員会
繼續審查	繼續審查	六、七	繼續審查	六、七	繼續審查	六、七	繼續審查	繼續審查	繼續審查	議決	本會議
六、六	六、六	六、六	繼續審查	六、六	繼續審查	六、六	繼續審查	繼續審查	繼續審查	議決	本會議
務本六 大會三、二 臣議二、一 報告財			務本五 大會三、二 臣議二、一 報告財			務本五 大會一、四 臣議二、一 報告財			備考		

三〇 決議一覽表

一一 請願審議一覽表

国会回次									
会期									
受理件数									
第三百六回 (臨時)	三百七回	三百六回	三百五別回	三百四回	三百三回	三百二回	三百十回	三百九回	三日
五	一五	三	四	九	一五	五	充		
	三、一五	三		五	三、七	四	四五		
	○	○		○	○	○	○		至らず
	一	○		○	○	○	○		付託に
	○	○		○	○	○	○		付託前
	○	○		○	○	五	○		取下げ付託後
	三三	○		○	三三	二	三四		採択
	○	○		○	○	○	○		不採択
	二、八	三		五	二、七九	四	四五		委員会・憲法審査会
	三三				三三	二	三四		本会議
	○				○	○	○		内閣送付
	○				○	○	○		不内送付閣
	○				○	○	○		未審議
					三三	二	三四		内閣
					六、三、一〇	六、六、七	五、二、三、三		處理数
					六、三、一〇	六、六、七	五、二、三、三		年月日
受理せず			受理せず	衆議院解散	六、二、九			令和	過受領
									備考

三三 地方自治法第九十九条の規定に基づく地方議会からの 意見書受理件数一覧表

令和六年	令和五年	令和四年	受理年	受理件数		議会別受理件数
				四、六八	四、五七	
三	九	九	都道府県議会	三、四六	三、二九	市議会
一、四五	一、四三	一、三三	町議会	二、四三	二、九五	村議会
二、五	二、四二	二、三二	議特別会区	一、四二	一、九三	地方公共組合議会
一、五	一、四一	一、三一	備	一、三一	一、九一	
一、四	一、三	一、二	考	一、二	一、一	
一、三	一、二	一		一	一	

三一 請願審議一覧表

三二 地方自治法第九十九条の規定に基づく地方議会からの意見書受理件数一覧表

三三 議員派遣一覧表

(二) 海外への議員派遣

国会回次	(臨時) (第二百十回)				
	目的	決定日	議員	派遣地	日派遣数
第三十五回 員第三十回アジア・太平洋議會參加及びタイ王国の政治經濟事情等視察	第三十五回IPU(列國の政治經濟事ル国)第百四十五回IPU(列國の政治經濟事ル国)第百四十六回ASEAN議員会議(AIPA)総会の政參加及經及及	第三十五回IPU(列國の政治經濟事ル国)第百四十六回ASEAN議員会議(AIPA)総会の政參加及經及及	第三十五回IPU(列國の政治經濟事ル国)第百四十六回ASEAN議員会議(AIPA)総会の政參加及經及及	第三十五回IPU(列國の政治經濟事ル国)第百四十六回ASEAN議員会議(AIPA)総会の政參加及經及及	第三十五回IPU(列國の政治經濟事ル国)第百四十六回ASEAN議員会議(AIPA)総会の政參加及經及及
五、 <u>決議長一四</u>	五、 <u>決議長三</u>	四、 <u>決議長四</u>	四、 <u>決議長三</u>	四、 <u>決議長九</u>	四、 <u>決議長九</u>
横長 沢川 高 徳岳 君君	田三 村浦 ま み靖君君	柴堂 田故 巧茂 君君	熊山 谷田 裕太 人郎君君	新松 妻川 秀る 規い君君	派 遣 議 員
フランス	バーレーン	カンボジア	ルワンダ	タイ	派 遣 地
四	七	六	八	五	日
<u>出報委議院五、 告員院二、 書會運三、 提に宮三</u>	<u>出報委議院五、 告員院六、 書會運四、 提に宮四</u>	(同) —	(同) —	<u>出報委議院五、 告員院一、 書會運二、 提に宮四</u>	派 遣 報 告
					備 考

三三 議員派遣一覽表

閉第三百回後回						国会回次
						目的
						決定日遣
政府共和国及び開発援助に伴う民主化に対する我が調査の実情	アーバン開発の実情調査結果と並び、各公会議の開催場所等を視察する。また、両国間の貿易取引に関する情報も収集する。	アーバン開発の実情調査結果と並び、各公会議の開催場所等を視察する。また、両国間の貿易取引に関する情報も収集する。	アーバン開発の実情調査結果と並び、各公会議の開催場所等を視察する。また、両国間の貿易取引に関する情報も収集する。	アーバン開発の実情調査結果と並び、各公会議の開催場所等を視察する。また、両国間の貿易取引に関する情報も収集する。	アーバン開発の実情調査結果と並び、各公会議の開催場所等を視察する。また、両国間の貿易取引に関する情報も収集する。	リザンビア共和国に対する援助がアーバン開発に及ぼす影響を調査する。
五、 決議七、 定長三	五、 決議七、 定長三	五、 決議七、 定長三	五、 決議七、 定長三	五、 決議七、 定長三	五、 決議七、 定長三	決定日遣
三小浦沢 井西信雅 祐理子介君 仁君君	今中良島 田藤九洋 州清一 君子司啓君 君君君君君君	大吉上佐宮 島良田藤沢 九洋 君子司啓君 君君君君君君	紙舟山水世尾 議山本岡耕辻 智康博俊弘秀 子江司一成久 君君君君君君	倉大江 林塚島 明耕 子平潔 君君君	青舞 山立 繁昇 晴治君	派遣議員
バヌリラ ランカ デシュ	ドアイス ランド	シベントナム ガポール	パブ ララ グジ アル アイ	南ザ アンビ アフリカ	派遣地	
六	一〇	八	六	二	九	日派数遣
(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	派遣報告
(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	備考

三三 議員派遣一覧表

第二百三回	(第一百三回)				
視察ス会連邦の議員同僚の政治経済事情及びス国	第三百四十八回 IPU(列会議参加及びス国)	第三百三十一回アジア・太平洋議員フオーラム(APPF)の政治経済事情等視察共	第三百四十七回 IPU(列会議参加及びス国)の政治経済事情等視察共	第九回 G20国會議長会議参	国際社会の平和と安定に向けたスイス連邦及びオーストリア共和国の外交組合に在する国際機関の政策実情調査並びに両国に関する実情調査障保地域に政策等視察
六、 (議事二、定長八)	五、 (議事二、定長二)	五、 (議事八、定長元)	五、 (議事九、定長二五)	五、 (議事八、定長七)	
小吉 西川 洋ゆうみ君	青太 島田 健房 太江君君	秋浅 野尾 公一 造郎君君	長(副議長) 浜博 行君	河野 義博君	牧こ朝猪 山日口 健邦 ひろえ君子君君
スイス	フィリピン	アンゴラ	インド		オーストリア スイス
七	五	七	四	七	八
出報委議院六、告員院六、書會運三 提に宮三	出報委議院六、告員院四、書會運三 提に宮三	(同)	出報委議院六、告員院三、書會運三 提に宮三	(同)	

国会回次

目的

決定日遣

派遣議員

派遣地

日派數遣

派遣報告

備考

閉三百回
会後

助対マベにするレトナムの開拓をすがアシム調査のび政タイ政府開発に國、主義共和國に、	斐王國に對する我が國及びトンガ	のる政治経済式訪問等並び視察に各國によ	ルーマニア上院及びボーラ	の招待による招待にスベ	チエコ共和国上院の招待による招待にスベ				
六 決議八 定長一	六 決議七 定長二	六 決議七 定長三	六 決議七 定長四	六 決議七 定長五	六 決議七 定長六				
窪石中 田垣西 哲の祐 也こ介 君君君	江藤 島川 政 潔人 君君	井 上 哲 士君	櫻 葉 合 賀津 也君	谷 嘉政 正 明君	斎松 藤山 隆司君 浜君君	長 (副議 長) 博 行君	岩浜三吉 渕野浦川 喜信沙 友史祐織 君君君君	勝 部 賢 志君	渡藤清浅 辺木水尾 猛真眞 之也人郎 君君君君
タマベ イレトナ シムア	ト ンイ ガジ ー		ボ スオ ロ ラバ ンキ ドア リア	ス ペ イ コ					
一〇	九	三	八	三	八	二	八	五	八
(同)	出報委議七 告員院六 書會運提に宮八	同		出報委議六 告員院三 書會運提に宮二					

第三百七回	(第三百五十九回 特別別)	国會回次	
第百五十九回 I.P.U(列國經貿會議等視察) 会同盟会議参加及共和国の政治等観察	ジセネガル共和国及びコートジボワールの調査の結果に對する	氣候変動枠組条約第二十九回の国際政治経済会議等参加及び各國の国際政治終	目的
七、 決議三三五	六、 決議七七一	六、 決議七七三	決定日遣
杉上 尾野 秀通 哉子 君君	仁竹山 比詰本 聰順 平仁三 君君	宮越 崎智俊 勝之君	派遣議員
ウズベキスタン	コセネガル コートジボワール	カタールバイジャン	派遣地
七	九	六	日派數遣
(同)	出報委議七 告員院六 書會運六 提に宮六	(同)	派遣報告
			備考

三四 懲罰に関する一覧表

(一) 議長が付託したもの

第二百十回		回国 次会	
議員ガーサー君懲罰事犯の件	議員ガーサー君懲罰事犯の件	件名	
五、三、八	令和 五、二、八	付託	懲罰委員会
五、三、除一 名四	令和 五、二、二 陳謝	議會決	議員会
五、三、除一 名五	令和 五、二、二 陳謝	議本 會 決議	
も議に従五、三、八の会議に認められ、議長が付託を宣告する院	議長が付託第一二四条の規定により	備考	

三五 国家公務員等の任命に関する件件数一覧表

第三百六回 (臨時)	第三百七回	第三百八回 (臨時)	第三百九回 (臨時)	第三百十回 (臨時)	第三百十一回 (臨時)	第三百十二回 (臨時)	第三百十三回 (臨時)	第三百十四回 (臨時)	第三百十五回 (臨時)	第三百十六回 (臨時)	回国次会	
											事後承認又は同意 提出件数	事前同意 提出件数
											議決件数	
											議決件数	
		三一	六				二六	三	二三	一一	議決件数	合計
		三二(九九名)	六(一六名)				二六(六五名)	三(六名)	二三(五七名)	一一(二六名)	議決件数	
		三三	六				二六	三	二三	一一(二六名)	議決件数	
		三三(九九名)	六(一六名)				二六(六五名)	三(六名)	二三(五七名)		備考	

三六 内閣等から提出される各種の報告、勧告、意見等一覧表

(一) 内閣の国会に対する報告等

- 内閣府設置法第六十七条第一項、デジタル庁設置法第十八条第一項、復興庁設置法第二十条第一項及び国家行政組織法第二十五条第一項の規定に基づく主要な行政組織についての新設、改正及び廃止の状況の報告 ※
- 国家公務員倫理法第四条の規定に基づく国家公務員の倫理の保持に関する状況及び倫理の保持にして講じた施策に関する報告
- 国家公務員倫理法第五条第六項の規定に基づく国家公務員倫理規程及び職員の職務に係る倫理に関する訓令等に関する報告
- 武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第九条第十五項の規定に基づく報告
- 武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第十条第二項の規定に基づく報告
- 武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第二十二条第十二項の規定に基づく報告

- 武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第二十三条第二項の規定に基づく報告
- 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第二十四条第三項の規定に基づく報告
- 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第三十二条の規定に基づく国民の保護に関する基本指針、同指針の変更の報告
- 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第百二十八条第二項の規定に基づく報告
- 新型インフルエンザ等対策特別措置法第六条第六項の規定に基づく新型インフルエンザ等対策政府行動計画、同計画の変更の報告
- 新型インフルエンザ等対策特別措置法第十五条第二項の規定に基づく政府対策本部の名称並びに設置の場所及び期間に関する報告
- 新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十一条第二項の規定に基づく政府対策本部の廃止に関する報告
- 特定秘密の保護に関する法律第十九条の規定に基づく特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告

- 水循環基本法第十二条の規定に基づく水循環施策に関する報告
- サイバーセキュリティ基本法第十二条第四項の規定に基づくサイバーセキュリティ戦略、同戦略の変更の報告
- 國際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律第五条の規定に基づく報告
- ギャンブル等依存症対策基本法第十二条第四項の規定に基づくギャンブル等依存症対策推進基本計画、同計画の変更の報告
- 皇室経済法第四条第四項及び第六条第九項の規定による報告
- 災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律第六条第三項の規定に基づく災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する計画、同計画の変更の報告
- 共生社会の実現を推進するための認知症基本法第十一条第四項の規定に基づく認知症施策推進基本計画、同計画の変更の報告
- 災害対策基本法第九条第二項の規定に基づく防災に関する措置の概況及び防災に関する計画についての報告
- 災害対策基本法第二十三条の四第七項の規定に基づく特定災害対策本部の設置の報告

- 災害対策基本法第二十五条第九項の規定に基づく非常災害現地対策本部の設置の報告
- 災害対策基本法第二十八条の三第九項の規定に基づく緊急災害現地対策本部の設置の報告
- 大規模災害からの復興に関する法律第五条第九項の規定に基づく復興現地対策本部の設置の報告
- 障害者基本法第十一条の規定に基づく障害者基本計画、同計画の変更の報告
- 障害者基本法第十三条の規定に基づく障害者施策の概況に関する報告
- 交通安全対策基本法第十三条の規定に基づく交通事故の状況及び交通安全施策の現況及び交通安全施策に関する計画についての報告
- 国民生活安定緊急措置法第二十八条の規定に基づく同法の施行状況の報告
- 預金保険法第二百二条第八項の規定に基づく金融危機に対応するための措置の必要性の認定に関する報告
- 預金保険法第二百二十六条の二第九項の規定に基づく金融システムの安定を図るための金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置の必要性の認定に関する報告
- 國際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づく国際平和協力業務実施計画、同計画の変更、国際平和協力業務の実施の状況、同業務の実施の結果の報告
- 国会等の移転に関する法律第十三条第二項の規定に基づく国会等移転審議会答申の提出
- 衆議院議員選挙区画定審議会設置法第五条の規定に基づく衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定

案についての勧告の提出

- 高齢社会対策基本法第八条の規定に基づく高齢化の状況及び高齢社会対策の実施状況に関する報告及び高齢社会対策についての文書
- 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第五条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告
- 男女共同参画社会基本法第十二条の規定に基づく男女共同参画社会の形成の状況に関する報告及び男女共同参画社会の形成の促進施策についての文書
- 犯罪被害者等基本法第十条の規定に基づく犯罪被害者等施策に関する報告
- 消費者安全法第十三条第四項の規定に基づく消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告
- 国会法附則第十一項の規定に基づく東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の報告書を受けて講じた措置に関する報告(同委員会設置の経緯等は本表末尾を参照)
- 消費者基本法第十条の二の規定に基づく消費者政策の実施の状況に関する報告
- こども基本法第八条第一項の規定に基づく我が国におけるこどもをめぐる状況及び政府が講じたこども施策の実施状況に関する報告
- 重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律第十九条の規定に基づく重要経済安保情報の指定及

びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定の状況の報告

○ 官民データ活用推進基本法第八条の規定に基づくデジタル社会の形成に関する重点計画・情報システム整備計画・官民データ活用推進基本計画の報告、同計画の変更の報告

○ 東日本大震災復興基本法第十条の二の規定に基づく東日本大震災からの復興の状況に関する報告
○ 福島復興再生特別措置法第七条の二第一項の規定に基づく福島復興再生計画に関する提案を踏まえた新たな措置を講じない旨の報告

○ 東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律第五条の規定に基づく被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針、同方針の変更の報告

○ 地方財政法第三十条の二第一項の規定に基づく地方財政の状況

○ 地方交付税法第七条の規定に基づく地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類
○ 独立行政法人通則法第六十条第二項の規定に基づく行政執行法人の常勤職員数の報告
○ 行政機関が行う政策の評価に関する法律第十九条の規定に基づく政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告

○ 地方自治法第二百五十二条の二十六の五第四項の規定に基づく普通地方公共団体に対しても当該普通地方公共団体の事務の処理について当該生命等の保護の措置の的確かつ迅速な実施を確保するため

講すべき措置に関する必要な指示をした旨及びその内容に関する報告

- 行政事件訴訟法第二十七条第六項の規定に基づく内閣総理大臣の異議陳述に関する報告書 ※
- 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第三十六条の規定に基づく通信傍受等に関する報告
- 無差別大量殺人行為を行つた団体の規制に関する法律第三十一条の規定に基づく同法の施行状況の報告
- 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第八条の規定に基づく人権教育及び人権啓発施策に関する報告
- 再犯の防止等の推進に関する法律第十条の規定に基づく再犯の防止等に関する施策に関する報告
- 國際連合教育科学文化機関憲章第四条4の規定に基づく國際連合教育科学文化機関總会において採択された条約及び勧告に関する報告書
- 國際労働機関憲章第十九条の規定に基づく國際労働機関總会において採択された条約及び議定書並びに勧告に関する報告書
- 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律第五条の規定に基づく拉致問題の解決その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する政府の取組についての報告
- 関税定率法第九条第十四項の規定に基づく報告
- 財政法第四十六条第二項の規定による予算使用の状況の報告

- 財政法第四十六条第二項の規定による国庫の状況の報告
- 物品管理法第三十八条第三項の規定による物品増減及び現在額についての報告 ※
- 国の債権の管理等に関する法律第四十条第三項の規定による国の債権の現在額についての報告 ※
- 特別会計に関する法律第十九条第二項の規定による特別会計財務書類
- 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第五条第二項の規定に基づく租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書 ※
- 原子力損害の賠償に関する法律第十九条第一項の規定に基づく原子力損害に関する報告
- 原子力損害の賠償に関する法律第十九条第二項の規定に基づく意見書
- 子どもの読書活動の推進に関する法律第八条の規定に基づく子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画、同計画の変更の報告
- 教育基本法第十七条第一項の規定に基づく教育振興基本計画の報告
- 科学技術・イノベーション基本法第十二条の規定に基づく科学技術・イノベーション創出の振興に関する年次報告
- 自殺対策基本法第十二条の規定に基づく我が国における自殺の概況及び自殺対策の実施状況に関する報告
- がん対策基本法第十条第五項及び第八項の規定に基づくがん対策推進基本計画、同計画の変更の報

告

- 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第十五条の規定に基づく同法の施行状況に関する報告
- アルコール健康障害対策基本法第十二条第六項の規定に基づくアルコール健康障害対策推進基本計画、同計画の変更の報告
- 過労死等防止対策推進法第六条の規定に基づく我が国における過労死等の概要及び政府が過労死等の防止のために講じた施策の状況に関する報告
- 過労死等防止対策推進法第七条第四項及び第五項の規定に基づく過労死等の防止のための対策に関する大綱、同大綱の変更の報告
- 健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法第九条第五項及び第八項の規定に基づく循環器病対策推進基本計画、同計画の変更の報告
- 死因究明等推進基本法第九条の規定に基づく政府が講じた死因究明等に関する施策に関する報告
- 森林・林業基本法第十条の規定に基づく森林及び林業の動向に関する報告及び森林及び林業施策についての文書
- ○ 森林・林業基本法第十三条の規定に基づく森林・林業基本計画、同計画の変更の報告
- 国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を

改正する等の法律附則第十条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条第二号の規定による廃止前の国有林野事業の改革のための特別措置法第十七条の規定に基づく国有林野事業に係る債務の処理に関する施策の実施の状況の報告

- 食料・農業・農村基本法第十四条の規定に基づく食料・農業・農村の動向に関する報告及び食料・農業・農村施策についての文書

- 食料・農業・農村基本法第十五条の規定に基づく食料・農業・農村基本計画、同計画の変更の報告
- 水産基本法第十条の規定に基づく水産の動向に関する報告及び水産施策についての文書

- 水産基本法第十一条の規定に基づく水産基本計画、同計画の変更の報告

○ 食育基本法第十五条の規定に基づく食育推進施策に関する報告

○ 食料供給困難事態対策法第三条第五項の規定に基づく食料供給困難事態対策の実施に関する基本的な方針に関する報告

- 食料供給困難事態対策法第六条第二項の規定に基づく食料供給困難事態対策の実施に関する基本的の場所及び期間に関する報告

- 食料供給困難事態対策法第十二条第一項の規定に基づく食料供給困難事態が発生した旨及び当該食料供給困難事態の概要に関する報告

- 食料供給困難事態対策法第十二条第一項の規定に基づく食料供給困難事態が終了した旨の報告

- 食料供給困難事態対策法第十二条第三項の規定に基づく食料供給困難事態において、国民が最低限度必要とする食料の供給が確保されず、又は確保されないおそれがある旨の報告
- 食料供給困難事態対策法第十二条第四項の規定に基づく国民が最低限度必要とする食料の供給が確保されないおそれがなくなつた旨の報告
- 食料供給困難事態対策法第十四条第二項の規定に基づく食料供給困難事態対策本部の廃止に関する報告
- 中小企業基本法第十一条の規定に基づく中小企業の動向に関する報告及び中小企業施策についての文書
- 石油需給適正化法第十四条の規定に基づく同法の施行状況の報告
- ものづくり基盤技術振興基本法第八条の規定に基づくものづくり基盤技術の振興施策に関する報告
- ものづくり基盤技術振興基本法第九条第三項の規定に基づくものづくり基盤技術基本計画の報告、及び同条第五項において準用する同条第三項の規定に基づく同計画の変更の報告
- エネルギー政策基本法第十一条の規定に基づくエネルギーの需給に関して講じた施策の概況に関する報告
- 小規模企業振興基本法第十二条の規定に基づく小規模企業の動向等に関する報告及び小規模企業施策についての文書

- 小規模企業振興基本法第十三条の規定に基づく小規模企業振興基本計画、同計画の変更の報告
- 広島平和記念都市建設法第五条第二項の規定による広島平和記念都市建設事業の進捗状況の報告
- 長崎国際文化都市建設法第五条第二項の規定による長崎国際文化都市建設事業の進捗状況の報告
- 旧軍港市転換法第七条第二項の規定による旧軍港市転換事業の進捗状況の報告
- 別府国際観光温泉文化都市建設法第五条第二項の規定による別府国際観光温泉文化都市建設事業の進捗状況の報告
- 伊東国際観光温泉文化都市建設法第六条第二項の規定による伊東国際観光温泉文化都市建設事業の進捗状況の報告
- 热海国際観光温泉文化都市建設法第五条第二項の規定による热海国際観光温泉文化都市建設事業の進捗状況の報告
- 横浜国際港都建設法第六条第二項の規定による横浜国際港都建設事業の進捗状況の報告
- 神戸国際港都建設法第六条第二項の規定による神戸国際港都建設事業の進捗状況の報告
- 奈良国際文化観光都市建設法第七条第二項の規定による奈良国際文化観光都市建設事業の進捗状況の報告
- 京都国際文化観光都市建設法第七条第二項の規定による京都国際文化観光都市建設事業の進捗状況の報告

- 松江国際文化観光都市建設法第六条第二項の規定による松江国際文化観光都市建設事業の進捗状況の報告
- 芦屋国際文化住宅都市建設法第六条第二項の規定による芦屋国際文化住宅都市建設事業の進捗状況の報告
- 松山国際観光温泉文化都市建設法第六条第二項の規定による松山国際観光温泉文化都市建設事業の進捗状況の報告
- 軽井沢国際親善文化観光都市建設法第六条第二項の規定による軽井沢国際親善文化観光都市建設事業の進捗状況の報告
- 首都圏整備法第三十条の二の規定に基づく首都圏整備に関する年次報告
- 観光立国推進基本法第八条の規定に基づく観光の状況に関する報告及び観光施策についての文書
- 土地基本法第十一条の規定に基づく土地に関する動向に関する報告及び土地に関する基本的施策についての文書
- 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第三十一条の規定に基づく日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律に定める施策の実施の状況の報告
- 交通政策基本法第十四条の規定に基づく交通の動向に関する報告及び交通施策についての文書
- 交通政策基本法第十五条の規定に基づく交通政策基本計画、同計画の変更の報告

- 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律第八条の規定に基づく建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画、同計画の変更の報告
- 自転車活用推進法第九条の規定に基づく自転車活用推進計画、同計画の変更の報告
- 環境基本法第十二条の規定に基づく環境の状況に関する報告及び環境の保全に関する施策についての文書
- 循環型社会形成推進基本法第十四条の規定に基づく循環型社会の形成の状況に関する報告及び循環型社会の形成に関する施策についての文書
- 生物多様性基本法第十条の規定に基づく生物の多様性の状況に関する報告及び生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策についての文書
- 自衛隊法第八十二条の三第五項の規定に基づく報告
- 重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第十条の規定に基づく報告
- 自衛隊員倫理法第四条の規定に基づく自衛隊員の倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関する講じた施策に関する報告
- 自衛隊員倫理法第五条第五項の規定に基づく自衛隊員倫理規程及び自衛隊員の職務に係る倫理に関する訓令に関する報告

- 国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二十四条第一項において防衛省の職員の人事交流について準用する同法第二十三条第二項の規定に基づく防衛省と民間企業との間の人事交流に関する報告

- 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律第七条第三項の規定に基づく海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律に基づく海賊対処行動についての報告

- 防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律第十八条第九項の規定に基づく報告

(二) 内閣を経由しての国会に対する報告及び意見

- ○ 郵政民営化法第十一条第二項の規定に基づく郵政民営化委員会の意見についての報告
- 新型インフルエンザ等対策特別措置法第十六条第九項の規定に基づく政府現地対策本部の名称並びに設置の場所及び期間に関する報告
- 新型インフルエンザ等対策特別措置法第十六条第九項の規定に基づく政府現地対策本部の廃止に関する報告
- 新型インフルエンザ等対策特別措置法第三十二条第一項の規定に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言並びに新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間、区域及び新型インフルエン

ザ等緊急事態の概要に関する報告

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法第三十二条第三項の規定に基づく新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間の延長又は区域の変更に関する報告
- 新型インフルエンザ等対策特別措置法第三十二条第五項の規定に基づく新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言に関する報告
- 重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律第六十一条の規定に基づく所掌事務の処理状況に関する報告
- 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人日本医療研究開発機構が設けた特定公募型研究開発業務(革新的研究開発推進基金)に要する費用に充てるための基金に係る業務に関する報告書及び同報告書に付する内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣の意見
- 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十四条第一項の規定に基づく公正取引委員会年次報告書
- 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十四条第一項の規定に基づく公正取引委員会の意見
- 個人情報の保護に関する法律第二百六十八条の規定に基づく個人情報保護委員会年次報告書

- 東日本大震災復興特別区域法第十二条第十項の規定に基づく東日本大震災復興特別区域法に規定する国と地方の協議会における協議の経過及び内容に関する報告書
- 地方財政法第十三条第二項及び第三項の規定による意見書
- 地方財政法第二十条の二の規定による意見書
- 放送法第七十一条第三項の規定に基づく報告
- 放送法第七十二条第二項の規定に基づく日本放送協会業務報告書及びこれに付する総務大臣の意見並びに監査委員会の意見書
- 公害等調整委員会設置法第十七条の規定に基づく公害等調整委員会年次報告書
- 地方税法第七百五十八条第二項の規定に基づく地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書 ※
- 国立研究開発法人情報通信研究機構法附則第十四条第二項の規定に基づく国立研究開発法人情報通信研究機構革新的情報通信技術研究開発推進基金に係る業務に関する報告書及び同報告書に付する総務大臣の意見
- 国立研究開発法人情報通信研究機構法第十五条の四第一項の規定に基づく国立研究開発法人情報通信研究機構情報通信研究開発基金に係る業務に関する報告書及び同報告書に付する総務大臣の意見
- 破壊活動防止法第三十六条の規定に基づく団体規制状況についての報告

- スポーツ振興投票の実施等に関する法律第三十条第二項の規定に基づく独立行政法人日本スポーツ振興センター・スポーツ振興投票に係る収益の用途に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見
- 独立行政法人日本学術振興会法第二十一条第二項の規定に基づく独立行政法人日本学術振興会学術研究助成業務に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見
- 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人科学技術振興機構が設けた特定公募型研究開発業務（ムーンショット型研究開発）に要する費用に充てるための基金に係る業務に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見
- 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人科学技術振興機構が設けた特定公募型研究開発業務（経済安全保障重要技術育成プログラム）に要する費用に充てるための基金に係る業務に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見
- 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人科学技術振興機構が設けた特定公募型研究開発業務（創発的研究）に要する費用に充てるための基金に係る業務に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見
- 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく独立行政法人科学技術振興機構が設けた特定公募型研究開発業務（創発的研究）に要する費用に充てるための基金に係る業務に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見

政法人日本学術振興会が設けた特定公募型研究開発業務（地域中核・特色ある研究大学強化促進事業）に要する費用に充てるための基金に係る業務に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見

- 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人科学技術振興機構が設けた特定公募型研究開発業務（大学発新産業創出基金事業）に要する費用に充てるための基金に係る業務に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見
- 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人科学技術振興機構が設けた特定公募型研究開発業務（先端国際共同研究推進基金）に要する費用に充てるための基金に係る業務に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見
- 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人科学技術振興機構が設けた特定公募型研究開発業務（グローバル・スタートアップ・キャンパス構想先行国際共同研究事業）に要する費用に充てるための基金に係る業務に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見
- 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人科学技術振興機構が設けた特定公募型研究開発業務（革新的GX技術創出）に要する費用に充てるための基金に係る業務に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見

- 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人日本医療研究開発機構が設けた特定公募型研究開発業務(先端国際共同研究推進基金)に要する費用に充てるための基金に係る業務に関する報告書及び同報告書に付する内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣の意見
- 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第十六条の五第二項の規定に基づく独立行政法人大学改革支援・学位授与機構助成業務等に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見
- 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法第二十三条第二項の規定に基づく国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構宇宙航空研究開発基金に係る業務に関する報告書及び同報告書に付する主務大臣の意見
- 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第四十三条第二項において準用する第三十四条第九項の規定に基づく国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所が設けた安定供給確保支援独立行政法人基金(抗菌薬原薬国産化支援基金)に係る業務に関する報告書及び同報告書に付する厚生労働大臣の意見
- 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法第二十一条第二項の規定に基づく革新的医薬品等実用化支援基金に係る業務に関する報告書に付する厚生労働大臣の意見
- 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法第二十八条第二項の規定に基づく後発医薬品製造

基盤整備基金に係る業務に関する報告書に付する厚生労働大臣の意見

○ 農水産業協同組合貯金保険法第九十七条第五項の規定に基づく金融危機に対応するための措置の必要性の認定に関する報告

○ 農水産業協同組合貯金保険法第百十条の二第四項の規定に基づく金融システムの安定を図るための農林中央金庫の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置の必要性の認定に関する報告

○ 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が設けた特定公募型研究開発業務（ムーンショット型研究開発）に要する費用に充てるための基金に係る業務に関する報告書及び同報告書に付する農林水産大臣の意見

○ 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第三十四条第九項の規定に基づく一般財団法人肥料經濟研究所が設けた安定供給確保支援法人基金（肥料原料備蓄対策事業基金）に係る業務に関する報告書及び同報告書に付する内閣總理大臣及び農林水産大臣の意見

○ 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第十六条の五第二項の規定に基づく特定半導体基金に係る業務に関する報告書及び同報告書に付する経済産業大臣の意見

○ エネルギー政策基本法第十二条第四項の規定に基づくエネルギーの需給に関する基本的な計画の報告、及び同条第六項において準用する同条第四項の規定に基づく同計画の変更の報告

- 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第二条の二第六項、第二条の三第九項、第三条第十項、第四条第四項、第五条第九項において準用する同条第八項、第十五条の六第七項及び第十五条の七第四項において準用する第二条の三第九項の規定に基づく調達価格等に関する報告
- 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第四十三条第二項において準用する第三十四条第九項の規定に基づく国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が設けた安定供給確保支援独立行政法人基金に係る業務に関する報告書及び同報告書に付する経済産業大臣の意見
- 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第四十三条第二項において準用する第三十四条第九項の規定に基づく独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構が設けた可燃性天然ガスに係る安定供給確保支援基金事業に係る業務に関する報告書及び同報告書に付する経済産業大臣の意見
- 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第四十三条第二項において準用する第三十四条第九項の規定に基づく独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構が設けた重要鉱物に係る安定供給確保支援基金事業に係る業務に関する報告書及び同報告書に付する経済産業大臣の意見
- 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研

究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が設けた特定公募型研究開発業務（ムーンショット型研究開発）に要する費用に充てるための基金に係る業務に関する報告書及び同報告書に付する経済産業大臣の意見

○ 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が設けた特定公募型研究開発業務（ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発）に要する費用に充てるための基金に係る業務に関する報告書及び同報告書に付する経済産業大臣の意見

○ 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が設けた特定公募型研究開発業務（グリーンイノベーション基金事業）に要する費用に充てるための基金に係る業務に関する報告書及び同報告書に付する経済産業大臣の意見

○ 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が設けた特定公募型研究開発業務（経済安全保障重要技術育成プログラム基金事業）に要する費用に充てるための基金に係る業務に関する報告書及び同報告書に付する経済産業大臣の意見

○ 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研

究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が設けた特定公募型研究開発業務(バイオものづくり革命推進事業)に要する費用に充てるための基金に係る業務に関する報告書及び同報告書に付する経済産業大臣の意見

- 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が設けた特定公募型研究開発業務(ディープテック・スタートアップ支援基金事業)に要する費用に充てるための基金に係る業務に関する報告書及び同報告書に付する経済産業大臣の意見
 - 観光立国推進基本法第十条の規定に基づく観光立国推進基本計画、同計画の変更の報告
 - 循環型社会形成推進基本法第十五条の規定に基づく循環型社会形成推進基本計画、同計画の変更に係る報告
 - 原子力規制委員会設置法第二十四条の規定に基づく原子力規制委員会年次報告書
 - 日本銀行法第五十四条第一項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書
- (三) 人事院の国会に対する報告、勧告及び意見
- 国家公務員法第二十三条の規定に基づく法令に関する意見
 - 国家公務員法第二十四条の規定に基づく人事院業務状況の報告

- 国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二十三条第二項の規定に基づく官民人事交流に関する年次報告

○ 国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律、国家公務員の寒冷地手当に関する法律、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律、一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の規定に基づく一般職の職員の給与等についての報告及び給与等の改定についての勧告

(四) 会計検査院の国会に対する報告

- 会計検査院法第三十条の二の規定に基づく報告
- (五) 国と地方の協議の場議長の国会に対する報告書
- 国と地方の協議の場に関する法律第七条第一項の規定に基づく国と地方の協議の場における協議の概要に関する報告書

(六) 国立国会図書館長の両議院議長に対する報告

- 国立国会図書館法第六条の規定による国立国会図書館の経営及び財政状態の報告

(七) 国立国会図書館建築委員会の両議院議長に対する報告及び両議院の議長を経由しての国会に対する勧告

- 国立国会図書館建築委員会法第二条の規定による勧告
- 国立国会図書館建築委員会法第二条の規定による国立国会図書館建築委員会経過報告
- 国立国会図書館建築委員会法第三条の規定による報告

(八) 都道府県知事、都道府県議会議長、市長、市議会議長、町村長及び町村議会議長がそれぞれ設ける全国的連合組織の国会に対する意見書

○ 地方自治法第二百六十三条の三第二項の規定に基づく意見書

(注)※印は、会期中に提出する定めがあるものを示す。

(東京電力福島原子力発電所事故調査委員会設置の経緯等)

第百七十八回国会平成二十三年九月三十日国会法の一部を改正する法律及び東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法が成立

した。

第百七十九回国会平成二十三年十月三十日両法が施行され、国会に東京電力福島原子力発電所事故調査委員会が設置された（設置期限平成二十四年十月三十日）。同委員会の委員長及び委員九名は、東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会の推薦に基づき、同年十二月一日両議院の承認を得て、同月八日両議院の議長により任命された。第百八十回国会平成二十四年七月五日同委員会から両議院の議長に報告書が提出され、同日両議院の議長から内閣に送付された。翌六日同委員長及び同委員は調査活動終了によりその職を解かれた。

第百八十三回国会平成二十五年六月十一日内閣から、同報告書を受けて講じた措置に関する報告が初めて提出された。

三八 外国の元首又は首相等の国会訪問の際の演説一覧表

臨 時 回 回 次	年 月 日	演 説 を 行 つ た 外 國 の 元 首 又 は 首 相 等	会 場
第 二 百 二 回	令和 五、 二、 二九	ヴォー・ヴァン・トゥオン・ベトナム社会主義共和国主席	衆 議 院 議 場

三九 外国の議会の議長及び議員招待一覧表

(一) 議長が招待したもの

国会回次 (臨時)	招待状宛先	発送年月日	訪日議員数	滞在期間	備考
第三百十回 (臨時)	スロベニア共和国国民評議會議長	令和四、二〇、四	三人		
第三百十一回 (臨時)	ノルウェー王国議會議長	四、三、三〇			
第三百十三回 (臨時)	モンゴル国国家大會議議長	五、一、三〇			
第三百十六回 (臨時)	シンガポール共和国議長	六、一〇、四			
三百七回 三百七回	コロンビア共和国議長	六、一、五			
三百七回 三百七回	ベトナム社会主義共和国議長	六、九、三〇			
三百七回 三百七回	チェコ共和国上院議長	六、三、五			

三八 外国の元首又は首相等の国会訪問の際の演説一覧表
 三九 外国の議会の議長及び議員招待一覧表

四〇 本会議の公衆傍聴人数一覧表

國會回次									
開本 會 日 數議									
男									
三百六回(臨時)	五百〇	二七	四	九	一五〇	五五	一五〇	六九	三日
三百五回	二九	八	二	四	二九	一一	三四	一二	二日
三百四回(臨時)	四九〇	一〇六	三五	一二〇	三九六	一八四	六四七	一七六	四四人
三百三回(特別)	三七	一五八	四〇	一二	五〇	三三七	三四二	七五	三人
三百二回(臨時)	一〇二	七八八	一四六	四六	一七〇	六二三	二六八	九八九	七五人

四一　国会法及び参議院規則改正経過一覧表

(一) 国会法改正経過

第三六次	第三七次	改正回次
三百七回	三百七回	国会回次
内閣	衆議院運営委員長	提出者
案正の事る等技術、す一訴たに術情、る部訟め対の報、法を法の応進通二、律改等刑す展信元	る部る言宣けび法を法等誓する議法改律に及証院会案正の関び人に法四、す一す証のお及西	令和年提月日出
可五、決六	可五、決九	議參議院決院
修四、正六	可四、決西	議衆議院決院
五、三	五、五	月公布日
元	西	番法律号
規定の改正(第三四条の一、第一〇〇条)会期前に逮捕された議員があるときの通知に関する	重要経済安保情報の保護措置等に関する規定(第一条の二、第二〇二条の二、第一〇四条の三)	主要改正事項

(二) 參議院規則改正経過

改正回次	国会回次	議者発表者	主事項
第三百七回	第三百七回	馬場成志君外 七名	議會決議
馬場成志君外 七名	七、五、七	令和 三、三	年月日提出
七、五、七	可、五、九	可、三、四	議會決議
参考人の出席に関する規定の改正(第一八六条)	国会法等の一部改正(令和七、五、一五法律第三四号)に伴うもの 議院又は委員会等に提出された重要経済安保情報の閲覧に関する規 定の整備(第一八一条の三) 重要経済安保情報報を漏えいした議員に対する懲罰に関する規定の整 備(第三六条)	参考人の出席に関する規定の改正(第一八六条)	参考人の出席に関する規定の改正(第一八六条)

令和七年十一月二十八日発行

參議院事務局

印刷者 神谷印刷株式会社

